



新年のごあいさつ 会長 坂本博太郎



明けましておめでとうございます。

昭和59年の希望に満ちた新春を迎え、皆様のご繁栄を心からおはらごび申し上げます。

当電気建設協会もお陰様をもちまして創立以来27年目を迎えることができました。

勿論その間にあって数々の迂余曲折と幾多の困難に遭遇いたしました。先輩各位のご努力、そして会員各位が一致結束して協会組織を中心として活動されてきたことが今日の、電気工事業が建設業界の一員として社会的地位の向上を確保し近代的な業種として認識されるに至りました。

まことに感無量なるものがあり、又県ご当局をはじめ関係機関の皆様のおたかいご指導、ご支援の賜と深く感謝申し上げます。

顧みますと昨年は、わが国の経済は内需の不振、国際的な貿易摩擦を背景に景気の低迷、行政改革、公共事業の抑制等により、建設業界にとっては、まことに厳しく多難な年であり、私も電気工事業界も公共建築工事の減少、民間住宅建設の予想以上の落ち込みなどで、経営上極めて苦しい試練の年でありましたが、会員各位の自助努力により克服され、脱却者もなく越年されましたことに対し、心から敬服申し上げます。同時にこの同慶に際する次第であります。幸い公共工事の過半数に、特に県におきましては、大規模建築工事につきましても、県内業者を優先活用いたしまして、これに対し厚く御礼申し上げます。しかしながら本年も展望するに、経済環境は容易に回復する要素は薄く、依然として低迷状態が続くものと見られ、建設業界における量的拡大を望むことは困難であり、受注面では厳しく前途多難な年になるものと思っております。

このような情勢から当然大手企業の県内進出も熾烈化され、又工事量が減少する過当競争の激化により、工事費のアップも憂慮されます。これは無意味な競争で、採算も度外視するのは勿論、企業間の信頼感も著しく失うとともに、ひいては業界の存亡にもかかわることありますので、厳に慎み、心と引き締め、会員一人ひとりが自社の現状をよく認識し、生きる道と真剣に考えてゆくべきであると存じます。

近年建築工事の大規模化、設備の近代化に伴って高度の技術が要求されてきております。殊にエレクトロニクスは日進月歩に研究開発が進み、わが業界もこれに対応すべく、一層、技術の研鑽、更に経営改善のための研修に力を注ぎ、大手業者と比較し、なら遜色のない、技術水準、施工能力を確保し、発注者が安心して委せられる業界となるよう、会員一同努力をいたす所存であります。

又業界の共存共栄と因らぬため、団結を一層強固なものとし、地域社会に貢献する業界として努力してゆく覚悟であります。

県ご当局をはじめ建設関係機関の変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。皆様の一層のご健勝とご多幸を祈念し、年頭のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ

福島県知事 松平勇雄

あけましておめでとうございます。昭和59年の新春にあたり、皆様方のご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、日ごろから県政にお寄せいただき、ありがとうございます。ご支援とご協力に対し、謹んで感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、県勢は総じて著実な伸展をみており、来るべき21世紀へ向けて豊かな展望が開けつつありますことは、ご同慶のいなりであります。

さて、今日県政をとりまく内外の情勢は、かならずしも樂觀できる状況にはなく、しかも、解決しなければならない課題が極めて多いことは、ご承知のとおりであります。

しかし、私は、200万県民の英知と力を結集し、この難局も克服するとともに、郷土の新たな繁栄のためにまい進する決意であります。

とくに本年におきましては、先端技術の積極的な導入と伝統産業技術との調和を図りながら、水産産業経済の一層の活性化をめざすとともに、いよいよ本格化する高速交通時代に対応して、福島空港建設計画及び郡山地域テクノポリス構想の推進、相馬地域開発、猪苗代湖周辺地域をはじめとする広域的な観光開発等、本県のもつ優れた可能性を大いに開発して参りたいと考えております。

さらに、すべての県民が健康でうるおいのある毎日が過ごせるよう、福祉や保健のための対策の充実、県立美術館・図書館のオープンと契機としての教育文化の振興等にも十分配慮して参りたいと存じます。

新しい年の門出も機に、県民とともに考え、ともに進む県政の確立に、なお一層努力を傾けていく決意をあらわにしておりますので、皆様には、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

新年のごあいさつ

福島県土木部長 佐々木隆男

あけましておめでとうございます。

昭和59年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。

昨年は、事業着手以来ともに18年前後を要した国道四号福島南バイパスの開通や、四時アムの完成をはじめ、国道115号木田こ線橋、県道泉崎浅川線、泉崎大橋等の開通をみるなど、長年にわたる関係者の努力の結果が花開き、私共にとりまして思いのほか多い一年でございました。

また、新たに小玉アムの建設、木戸アムの実施計画調査に着手し、ほか、小名浜東港や県道須賀川田馬線、蟬トンネル、さらには常磐自動車道勿来工区に着工をみるなど、厳しい環境のもとにあっても県勢の発展に欠くことのできない公共土木

当日市民文化センター建設室の板垣主幹、市建設課 岡設備係長、梅津監督員の派遣を得、各企業より22名の現場代理人らが参加した。

県南電協組会議室において主催者代表挨拶のあと、板垣主幹、岡係長より工事概要の説明を受け、パトロールが開始された。

- 書類関係、書類別に分類され整理保管もよく参加者も参考にし、面が多かつた。
- 現場は埋込配管が多く、天井インペイ配管は今後の施工であるが、ボックス等の取付けは良好な状態であり、又現場の整理清掃、材料肉俵の整理保管も良好で通路部分の確保等、安全関係に留意されておた。
- 作業員の服装も良く命綱の着用も徹底しておた。
- 仮設合電盤の監視、照明も良く配置照度も比較的確保されている。
- 仮設事務所内の整理清掃はよく必要の掲示もよく実施されている。

パトロール終了後反省会を行い、参加者より多くの意見、質疑が交換されたが、

如何に立派な工事を施工しても、事故を起しては何の価値もなく、技術面にも集中して安全面を忘れてはならない。又工事が大規模化するに従い、作業員数も多くなり、工事の内容も複雑多様化する。現場代理人、主任技術者を如何に優秀な者を選任しても管理能力に欠けると、その意向が多くの作業員の末端まで行かぬ。立派な施工が出来ないばかりに、作業能力が低下して苦勞し、にもかかわらず、工事費が高くなってしまふ。大型工事の施工については現場代理人の管理能力も問われることなるので、代教育については今後の課題として積極的に取組む必要がある。と今回の研修会は極めて有意義であつた。

7. 協会のうごき

11. 2	協会技術研究会	本柳技術員	福島、白河、いわき支部	付名参加	県立美術館・図書館
5	松井東比佐建設局長選別会	会長			県建設センター
10	正副会長	支部長	県発注大規模工事県内業者活用方陣情		県及び県議会
13	時局講演会	福島、郡山支部会員			県建設センター
17	建団連両編準備委員会	会長、大規副会長、専務理事			県建設センター
18	池添理事兼緩急章伝達式		東京、建設省		
22	建設雇用改善推進会議	専務理事			県建設センター
25	穿子回理事会	理事22名	えびすクラフトホテル		
26	協会忘年会	会員73名出席	えびすクラフトホテル		
28	(社)福島県空調衛生工事業協会設立式典	会長			杉専会館
29	県産建設立懇談会	会長、大規副会長、池添理事、専務理事			県建設センター
30	福島地域電力懇話会主催	エネルギー講演会	大規副会長、専務理事		労働福祉会館

—— 会員消息 ——

(住所変更)

○ 郡山支部 東新電気工業株式会社

【新】 田村郡小野町大字小野新町字田子田?

【旧】 田村郡小野町大字小野新町字仲町36

# 新年のごあいさつ

福島県土木部参事兼住宅課長 加藤 斉三

明けましておめでとうございます。

昭和59年の希望に満ちた新春を迎え、皆様のご繁栄を心からお慶び申し上げます。

また、電設業界の方々には、住宅行政、建築行政の推進につきまして、日頃多大のご協力をお願いでき、深く感謝の意を表する次第であります。

さて、本県の住宅事情は、逐次改善されているところでありますが、最低居住水準未満居住が74,500戸に上るなど、質的にはなお低い水準に止まっており、良質な住宅及び住環境のスタッフの拡大、整備を促進することが急務となっております。

このような状況もふまえ、本県では、第4期住宅建設5年計画を定め、本県経済の安定発展と、県民生活の向上を図るとし、総合的、計画的な住宅対策を推進しているところであります。

本年は、この計画に基づき公的資金による住宅建設計画戸数の確保を図るほか、住宅に対する県民ニーズの高度化、多様化に対応して、準接地型のタウンハウスの建設も推進するとともに、既存公営住宅の運営や住戸改善等も行い、既存スタッフの有効活用と本県の居住水準の向上に力を注いで参ります。

さらに、県民の根強い持家取得志向に対しては、住宅金融公庫の資金の確保や、県個人住宅建設資金の拡充、及び地域特別分譲住宅制度による利子補給事業の充実に努めるとともに、良好な住環境の整備を促進するため、住宅地関連公共施設整備促進事業を積極的に推進して参ります。

また、地方における住宅政策の新たな展開として、地域の特性を生かした地域住宅の整備を図るため、地域住宅計画(HOPE計画)の実施について検討をすすめて参ります。

一方、建築行政におきましては、近年々々に多くなつた建築災害の面に対処するため、特殊建築物等防災改修促進事業、かり地近接危険住宅移転事業等の推進に努め、安心して住める住宅づくりに努めて参る考えであります。

さらに、建築士の指導、育成につきましては、本年から新たに木造建築士が創設され、建築士の社会的信頼と責任が一層要請されることから、建築士のモラルの向上と技術の研鑽に努められるよう、建築士の意識の高揚を指導して参りたいと考えております。

最後に、現在のように景気の低迷している時期においては、厳密な状況分析のむに的確な住宅政策の展開が求められている時代はないという認識に於て、県民のニーズに対応した住宅政策を行うよう鋭意努力して参る所存でありますので、皆様のご理解と多大のご協力をお願いいたします。新年のご挨拶といたします。



施設につきましては、着実な進展を図つて参つております。

公共事業の執行につきましては、一昨年に引続き景気の回復を図るため、上半期75%発注の目標を掲げました。関係者の方々のご協力と職員各位の努力により、所期の目的を達成することができ、この機会にお礼を申し上げる次第であります。

また、この前倒し執行に伴い、懸念されておりました下早期事業量につきましては、昨年10月21日に決定された総合経済対策に期待するところでありましたが、結果は、可能な限りの予算計上に努めたものの、昨年は県内での災害の発生が少なかつたこともあつて、前年度の事業量を下回ることとなり、土木行政をとりまく情勢の厳しさも今更ながら感じているところであります。

昭和59年につきましては、景気は長期の低迷状態から緩やかに回復の軌道にのりものと見込まれておりますが、国、地方を通ずる戦政の逼迫は昨年にも増して一層厳しくなる予測され、国の予算編成における公共事業については、4年連続のゼロシリーフに続き、概算要求について初めて5%のマイクスリーフとする決定がなされております。

しかしながら一方では、県民の意識やニーズの多様化、人口の高令化などに対応する質や心の面も重視し、ゆとりある住みよい環境づくりがもたらわれているよう、道路や河川等の整備に対する数多くの要望もいただいております。こういった現状を併せて考え、今こそ、広い視野に立ち、長期的な目標を掲げ、計画的に社会資本の充実に努めていくことが肝要であると考えられるのであります。

幸い、県の新長期総合計画の策定作業が進められている折でもありますので、地域の特性と将来の重要性を踏まえ、事業の優先度、緊急度を勘案しつつ的確かつ着実に事業を計画し、執行して参りたいと考えております。

さらに、昨年8月、地域振興整備公団事業として操縦もみは相馬中核工業団地事業や、61年採択に向け、調査、計画中の福島空港建設事業など、大型プロジェクトの推進にあつては、土木部の果す役割は、極めて大きなものがあり、本年は、これらの関連事業にも積極的に取り組む覚悟であります。

建設業界におかれましては、連年の公共事業の抑制により、新年度は更に厳しい環境に直面するのではないかと憂慮されるところでありますが、どうか、相互に信頼しつつ、各企業それぞれが施工技術及び能力のより一層の向上に努め、さらには、経営体質の改善強化に特に意を用いられるよう切に願うところであります。

冒頭にあり、土木関係事業の円滑な執行と皆様のおますますのご発展とご多幸を祈念し、ごあいさつといたします。

# 年頭のごあいさつ

福島県土木部管繕課長 橋本 泰巳

あけましておめでとうございます。

希望に満ちた昭和59年を迎え、皆様のご繁栄を心からお慶び申し上げます。県の管繕工事につきましては、平素、多大のご協力をお願いでき、深く御礼申し上げます。

近年の社会経済の低成長時代における、新たな行政需要の多様化、社会環境の変化等に対応すると共に、県民生活の質的向上も求められている今日、社会生活の基盤としての重要な役割を担う行政施設、文化施設、社会福祉施設等の公共建築物の整備充実が、益々重要になると考えられます。

又、地域の風土に調和した施設や身体障害者の利用も考慮した施設整備並びに省資源、省エネルギー等に関する社会的要請に於ていくことが、我々の責務となっております。

公共事業及び官公庁施設等の整備、これらが我が国の経済に与える影響は非常に大きなものがあります。

しかしながら、経済情勢は依然として、回復の兆しを見せず、県における行政の運営は、昨年の一割削減という非常に厳しい状況にあります。

このような状況のもとで、建物を創ることだけにとどまることなく、機能的で文化的な香りの高い建築物を創出するためにも、創意工夫も一つの理念として、なお一層総合的な技術力が発揮できるように、研鑽を重ね、県民の皆様へ、安心して利用され、魅力ある公共建築物の建設に努めて参りたいと思っております。

今年、県立博物館、心身障害児総合療育センター等の大規模工事を計画しておりますが、これらの施設を最大限に利用して頂くよう施設の配置計画から、平面計画に至るまで、入念に検討することは勿論、地域風土に立脚し、かつ、住民の皆様へ愛され、育まれる施設を目指して努力しております。

又、昨年は、情報公開や公共建築問題研究会等が企画実施されたことにより、更に、情報交換する機会も多くなることが予想され、これらのオープン化に伴い、ますますの技術の集積と交流を積極的に図り、各市町村の情報交換の場を設け、県内の公共建築物の質の向上に努めて参りたいと思っております。

本年も公共建築物の創出を通じて、心豊かな街づくりに参画して、自ら出来るべく努力したいと存じておりますので、皆様のご指導、ご支援をお願いいたします。

新しい年を迎え、皆様方の一層のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

# 年頭所感

福島県土木部次長 岸 安雄

あけましておめでとうございます。

新春を迎え、皆様のご多幸とご健康を心からお祈り申し上げます。

昨今の我が国の経済は、依然として非常に厳しい局面に立っております。県の予算面も一段と厳しく、公共事業をとりまく環境も樂觀は許されない状況にあります。

こうした中で、80年代を展望するとき、建設行政に携わる者として痛感いたします。これは、新しい事態に的確に、迅速に対応し、活力ある社会を築く意識も一層強くもつてはならないかと思っております。

快適な居住環境、地域社会のなかで重要な役割をになう公共施設の整備、又、効率的な建設行政等の県に対する県民の強い要望、さらに加速する技術革新など、県はさまざまな対応に迫られております。

これらの県民のニーズに於けるため、公共施設の建設については、ひとつひとつの施設も、その地域のトータルの中でのより効果を発揮するよう都市計画の面からも、あるいは都市の美観やうらおい、ゆりの面等あらゆる角度から検討し、時代の変化に耐え得る魅力ある公共施設となるよう最善の努力を以て参る所存であります。

又、行政面におきましても、都市化の進行をはじめ、間近に迫つた高令化社会や、「うらおいのある町づくり」が叫ばれております。現在、県といえども、地域の皆様方のご意見も積極的に取り入れながら、将来の方向をしっかりと見定め、美しい都市景観とうらおいのある町づくりに取り組んで参りたいと思っております。

さらに建設技術の進歩、発展には、目ざましいものがあり、新工法、新材料の肉突と益々複雑、高度化しております。これらの新技術に対応するために、現在までの蓄積した技術をもとに、今後もさらに研鑽をこめ、技術水準の向上に努める所存であります。

貴協会におかれましては、時代の進展とともに高度化専門化する建築の質の向上に対応するため、絶えず研鑽をこめ、建設関係団体と連絡を密にして、未来に残る優良な社会資本としての建築文化を構築されることも切に願うとともに、貴協会並びに会員の皆様のご今後ますますのご発展を祈念いたします。年頭のご挨拶といたします。



# 新生元年

福島県電気工事工業組合理事長 池添 祥彬

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は私達組合の運営に当りまして、県ご当局をはじめ関係機関の皆様から格別の深いご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて新春を迎えて想うことは、今年も陰暦のうえからは、十干十二支のきのえね(甲子)の年に当り、凡てが第一位の凶災の年であります。

しかも閏年に当り一日多く稼ぐことのできる意義ある年でもあります。

わが組合は、この年にあやかって今年を災想転換の新生元年の年としたいと思っております。

終戦当時の日本産業はゼロから考えはじめ、戦災復興、そして高度成長とめざましい発展進歩によって諸産業は、今や省エネ化の技術革新の時代へと突入しております。

ところが電気工事業は、戦後40年にわたる間に及んで、熟年期を迎え、経営者の中には老化現象が現われはじめ、兆候がうかがえるのであります。このまま放置すると業界は切った張った付けた、兵隊の電気の配線工事業と化し、下積みされ残されてしまう懸れが多分にあるように思われるのであります。又最近では業界内の過当競争により、儲けがなくなって倒産ではなく、いやけがさして廃業がちらついております。業界そのものが崩壊する様な事態だけは避けなければならぬと思っております。そのために業界内の和と協調が是非とも必要であるばかりでなく、生き残るためというより、業界が社会的存在意識を全うするためには、若い入道に魅力ある業界としてなくてはなりません。

あらゆる生産社会、福祉生活環境等の諸施設設備が急速にエレクトロニクス化され又メカトロニクス化されてきている現在、これに対応するためには経営者は、配線工事業としての営業から速やかに脱皮すると共に、知的経営を中軸とした技術営業の拡大に徹し、社会のニーズに応える大手術的転換が必要だと痛感されております。

そのためには、次の世代を担う後継者の育成が急務であり、今われわれ経営者に果せられた使命であるとともに、課題ではないか思っております。この意味からも今年を新生元年としての凶災と見做し、業界発展のため更に一層の努力をしようとする存じております。皆様のご指導ご支援の程をお願い申し上げます。

年頭に当り皆様の一層のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げ、所感を述べご挨拶いたします。



# 年頭所感

副会長 大槻 清

会員の皆さん 新年あけましておめでとうございます。

輝かしい昭和59年の元旦にあたり、私が常日頃考えていること、感じておることを披瀝いたしますので皆さんのご判断をお願いいたします。

最近「アナログ」と「デジタル」という言葉が日常語として使われております。しかし使われてはいるが、本当の意味の解っていない人が多いんじゃないかと思っております。

アナログとデジタルの意味を時計に例えて申しますと、アナログは針のついている標準時計であり、デジタルは数字で表示してある時計です。

又医者診断に例えて申しますと、外部から診て大体解るのはアナログの医者で、血液をとってそのデータで判断するのはデジタルの医者である。『フロンティア』龍角散の龍角散の社長さんが言われたのが、まさにその通りであります。

以上の例からわかり易く、時計はやはり針のあるアナログの時計が一番見易いし、親しみやすく感じます。また医者は外部から診て大体判断できるのがプロの医者であり、ベテランの医者というのでしよう。

我々電気工事業者に例えれば長年の工事施工の経験で、四面を見て大抵の工事費はいくら位か、またこの工事はどこが会社か施工したら、立派な工事が出来るかなどを判断できるのがアナログの業者であり、判断するのは又明日も日かかるとは経験不足のデジタルの業者というのでしよう。我々は常にアナログの業者でありたいものです。

友情とは「素直な気持ち」と「思いやり」と私は考えております。

我々会員が素直な気持ちと思いやりの精神を尊重し続けるならば、電設業協会の前途はますます洋々たるものがあります。

会員皆さんの幸せを祈念して新年のごあいさついたします。

# 元旦の計三日まで

副会長 國津 政夫

兵法の道二天一流と号し、数年鍛練之事、初番書物に頭きんと思ふ時、寛永二十年十月上旬、九州肥後之地、岩戸山に上り、天を拜し、観音を礼し、佛前にむかい、生国播磨の武士、新免武蔵守藤原の玄信「年つもつて六十」と、これは五輪書の序文の中の一説であります。

私も昨年還暦を迎えましたが、武蔵の晩年から書きはじめた五輪書が、今アメリカではブームであるということに強い驚嘆を感じ、自分の胸甲変なさとしみじみと感じますが、蛙の子は蛭の子、比較することが間違っているとは

# 年頭所感

郡山支部長 成田 幸一

新年あけましておめでとうございます。

昭和59年の新春も協会委員の皆様には、夫々の地域においてご健勝にて迎えられることとお喜び申し上げます。

電設業協会も創立27年を迎え、目ざましい発展を見せましたが、ここ4、5年低成長の影響で運営に若干見直しを迫られる事態となり、こうした状況下においては、これも止むを得ないことであり、協会は本来の目的達成のためにあらゆる手段をとり、対応してゆかねばならぬと存じます。

昭和52年に創立された協会設立時の会員名簿を見ると、会員数41名、年間予算90万円、昭和58年度は会員89社、年間予算3,500万円は、既に隔世の感があります。

当時は事業らしい事業もなかったが、現在は経営の合理化、技術の研さん、情報資料の収集提供、関係行政庁に対する要望陳情、建設関係諸団体との連携強化、福利厚生事業等各種の事業も活発に行ない、我々電気工事業界の社会的地位の向上と果しつつあり、いわば協会本来の目的達成に向って進みつつありますが、目的の一つであります会員相互の親睦については、いささか問題があります。

坂本会長が提唱している「協調の精神」、経済環境の極めて厳しい現在の建設業の在り方から最も適切で、時を得た提言であり、その協調は親睦なくしてあり得ないのであります。

昨年、或る業界紙に電設業協会内部の問題が掲載されたが、全く以て迷惑千万、我々協会委員の結束を乱す以外の何物でもない、為にする記事として一顧の値もない、猛省を促すものであります。

電設業協会は単なる個人の力量、裁量によって動くものではない、勿論立派なリーダーは必要であり、リーダーシップは誰でも持っているとは限らない、そんなことは我々充分承知しているし、その上になつての協会運営も行っているのです。

他人の容喙は許さぬ、又協会委員はこうした記事に左右されることなく、更に結束を固め、業界の発展に努力すべきです。

会員の皆様、本年も昨年以上に厳しい経営となりましょうが、夫々の努力により乗り切つて行くではありませんか。

皆様方のご健勝を祈念し、新年のご挨拶いたします。

# 年頭のごあいさつ

白河支部長 中島 幸一

新年あけましておめでとうございます。

昭和59年の年頭にあたり、支部会員の皆さんをはじめ、協会委員の皆さんにはご健勝で新年を迎えられること、謹んでお喜び申し上げます。

思います。

新しい年が来るたび今年こそはと年始めの屠蘇を呑みながら、一年の計も一杯呑んでおくれ、三杯五杯と過ぎすことに、今日は元旦、初夢でも、一富士、二鷹、三茄子と楽しい夢も、一日も暮れ、二日は書初め、般若心経でも写経と思ひ立ち乍ら色即是空でこれも駄目、三日とろうと一杯やりながら読書も、机の上の雑物を整理し、浩然の氣を新しい下ろしと思ひ、途端、眼鏡が曇り、活字が二重に見え始め、これもあかん、とあきらめムード、やはり例年通り元旦の計三日まで、あつは野となれ山となれ、小人間居して不善計は為さず、人事を盡さず、天命を待つ外ない、神に祈り、今年も平凡凡生をさらしは幸いと自分に言い聞かせ、年つもつて六十一、年、年するより生むが易しと取り越し苦労もしないこと、心に決め、本年も精一杯生きて見たいと思つて居る心境である。

我々電設業者は不況構産業協会員、大変な世の中ではあるが、武士は相見互いの気持で、お互い努力し、不況のトンネルをいち早く抜け出す方途を精進しようではありませんか。

# 年頭のごあいさつ

副会長 中島 春記

明けましておめでとうございます。

旧年中は公私共に多大なるご指導をいただきまして厚く御礼申し上げます。本年も旧年に倍しまして御引立の程をお願い申し上げます。次第でございます。当福島県電設業協会は益々賢なる組織のもとで着実な歩みも続け、諸官公庁の厚い信頼もいただき、参りましたこと、まことに慶びに存じます。

今や当電設業協会は県内設備業界の中核となる存在に成長し、その社会的責任はますます重く、かつ大なるものがあり、その意味から会員一人ひとりが会員であるという意識を更に深め、自覚してまいりたいと存じます。

さて、一方昭和59年の私共の業界は昨年に引き続き、厳しい受注状況となっております。一段と低迷の中で、好調の要因は期待できず、今後も更に厳しくなるものと予測されますので、運営面においても中々大変であろうと思われたい。

このような状況から会員各位には一層の団結と固り、会長を中心として、積極的に協会の運営を推進したいと存じます。

皆様のご協力をお願い申し上げます。年頭のご挨拶いたします。



# 年頭所感

## 会津支部長 桜井良一

「手も合せ年に一度の神代のみ」

協会員の皆さま新年おめでとうございませう。つがなく新年をお迎えのこころを拝察いたします。本年もどうか会津支部をよろしく頼みます。

さて、例年のごとく今年こそ良い年でありませうように、神代に、初詣に手も合せの正月のならわしであります。果して昭和59年は如何なるものでしょうか。せめて昨年より多くは望みませんが、少しは良くなって貰いたいものです。

昨年はなんのことはない、田中角栄に明け暮れた様なもので、どこのつまりは年末の急がしさもものかわらぬ選挙で締めくくられました。

しかしながら国際情勢は、大韓航空機事件やら、ヒルマニアの爆弾事件、アメリカのアフガン進攻、中近東での相も衰えぬトランプですが、その中であつて我が日本の国はなんと平和な年な国にうらとしみじみ感じております。物質は豊富だし、治安は安定し女性の夜一人歩きかできる世界唯一の平和国家、夜の宴会の料理も全部手付けで間違いない、糖尿病が痛風になるから程々に食べたり残さずいゝ匠者はなう、残りの料理は豚に喰べさせるか、焼却炉行き、何人ともたない話です。

こうした平和な国の中で我々建設業界の一翼を担つておる電気事業界も、一昨より不況風にあはられて居る訳ですが、今年はその道の通に言わせれば、昨年よりはずつと景気も回復する様で、何々か期待を待てるのではないと思ひます。

然しながら我々ローカル都市に対し大手業者の進出は益々激しくなることと思ひます。

官公庁の発注も昔のように多くを望むことも出来ないと思ひます。頼みとする民間工事も受注競争の激しさに採算ベースを度外視せざるを得ない状況が続くことは必至です。このよう厳しい情勢下にどう対処すべきか、自分を信じ、自分の会社を信じ、必死にすら吾が途をゆく考えが必要ではないでしょうか。

外にあつては協会員、支部会員共々仲よくすることは当然ながら、うわべだけ、ゴルフ、会合などで仲良し、雰囲気を作つても、いゝ受注競争となればお互い、俺か俺か競争合ふようでは折角、協会員としての融和がくづれてしまいます。

これからは吾れ一人では生きられない現実を見直して行かぬものであります。

昭和59年度は各地に大規模工事が発注されるようですが、我々協会員に是非受注の機会を多えてもらいたいものです。

わが会津支部は益々支部会員同志が団結を強め仲良く喜びも、悲しみも共にして行きたいと思ひます。

本年も景気回復の期待の中にも厳しさを益々加わつてくると思ひます。お互いに明日の日本の輝きさに向つて頑張つて中こうではありませぬか、どうぞ今年も良い年でありませう頼みつつ新春のご挨拶といたします。



昭和59年の建設産業、経済界は昨年に引き続き深刻で長期的な不況の中にあり、巷間流布されております建設産業の倒産等の事態を深刻に受け止めねばならないと思ひます。

幸いこの不況の中にもかかわらず協会のご指導並びに会員各位の絶大なご支援、ご協力により無事新年を迎えることができました。ここにあらためて厚く御礼申し上げます。

昨年は振り返つて見ますと、昭和55年以降の戦後最悪の立場から、一般公共工事の予算が抑えられ景気は必ずしも良くないのですが、私共支部管内の市町村は大型民間企業の受入れて大差新聞の紙面も賑わして居りますが、個々の企業にはあまり思惑もなく新年に希望をもつて居りますが、年末の日経新聞によりますと本年もまた一般公共事業費の2%削減と発表されており、益々苦しくなるのではないかと心配して居ります。

私共の住んで居る白河は、名君松平定信公が徳川幕府の老中主座として、寛政の改革などに敏腕をふるひ、また白河市のゆるぎない基礎を築きあげた偉大な業績も思ひ、昨年豊封200年祭が挙行されましたが、今日行軍云々、経済云々とながら思うに、まかせない昨今でありますれば、定信公のような名君の出現を期待するのは私一人ばかりではないのではないと思ひます。

昨年11月に県が昭和59年度に発注が予定される県立医科大学移転整備事業、県立博物館建設工事等に協会長をはじめ役員各位による陳情も行われまして、県ご当局におかれましては会員企業の優秀な技術と協会員の融和と協調の精神をおくみとりくださる受注の機会も多えていただいておりますようお願い申し上げます。

年頭にあたり皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

# 新年のごあいさつ

## いわき支部長 松崎勉

新年あけましておめでとうございませう。

年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年末には衆議院総選挙が行われ、何かとあわただしい年の瀬でした。協会皆様にはつがなく新年をお迎えされたことと思ひます。

教員連続不況もようやく底をつき、除々に景気も回復に向うと経済企画庁より発表がありましたが、業界も取巻く経済環境は依然として厳しく、まだに不況感から抜け切れない現状です。

本年も又公共投資の減少に加え、景気沈滞ムードの中、かなり厳しい年になりそうです。会員一致協力して、この困難な局面を打開していきぬものです。

さて新年早々暗い話になってしまひましたが、当支部において昨年9月7日三浦、黒田、岩淵、三氏の選任祝を企画しましたところ、正副会長、支部長、役員をはじめ多数のご参加も得、ゴルフ大会、祝賀パーティー共に盛大に行われ、会員相互の親睦も大いに深めることができました。この紙面もお借りし、厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、協会、益々の発展と会員皆様のご多幸とご繁栄を祈念し、年頭のご挨拶といたします。

# 迎春所懐

## 福島支部長 遠藤雄蔵

明けましておめでとうございませう。

恒例により年頭のごあいさつを述べさせていただきます。特に福島支部会員の皆さまに支部行事へのご協力をお頼みいたします。

申しあげるともなく、この新年、内外の状況はまことに厳しくわが支部にとつても例外ではなく、雪曇りの空と同じで薄日すらさしこまない感じがあります。

私共にとり一番必要なことは連帯で精一杯の努力をしながら、晴天になる時を待つ以外にありません。一人格好よく、抜け駆けを考へるよりも、会員が一体となつて分ち合つて食ふことを考へるべき時々存じます。

一月は睦月であります。これは人々が親しくむつみ合うこととあります。

昨年は「やましろ、やがすすきの」とか、あの方面ではまさに朋友、信じて睦み合つたことは忘れ得ないのであります。

本年はあのエネルギーを仕事の方面にも活用し連帯を深め、実りある年としようではありませんか。

お互い体が資本であります。

健康には充分気をつけて、息災な新しい年を過ごされるよう祈り申し上げます。

あけまして おめでとうございませう  
本年もよろしく頼みます



# 年頭所感

## 相双支部長 八巻久志

新年おめでとうございませう。

昨年、日中国交正常化10周年を記念した「相馬市民訪中団」に参加して、東北コースを見聞して参りましたので、その一部をご紹介します。

訪中団に参加し、東北コースを選んだ理由は、昭和12年に築工師団が満洲駐塔の命をうけ、私も若松部隊の一員として、三江省通河に2年間警備の任にあつた経験があつたからです。

この間、中国人民には教知れぬお世話になりました。

その頃の中国人民は、現在のような制服でなく、確か黒っぽい服を着て一日の労働も至極の人氣さうにやつていました。今の中国人民は、まるで別人のようになつて、羨ましいです。

中国は日本の約26倍の広大な国土と10億を超える人口の大国で、今や大きな可能性を秘める国柄です。又中国は解放後30数年経ち、経済発展と人々の向上を目指して近代化に努めています。今度の訪中に際しても、訪中の私達に「中日友好」「子孫孫に至るまで繁栄」のスローガンを掲げ、可愛らしい子供達の歓迎を受け、心も深く感服に残っています。瀋陽ではトワア級の高専学校を訪れ、国立大学進学率80パーセントとかで、その勉強振りを見学しました。又同構内での小中学校の運動会も見せてもらひ、女の子はショートカットや長い髪の場合には、おさかの髪に結ぶ者や緑の人民服でスカーフに際している姿は、実に素朴で人なつこい、勤勉な姿に見えました。人民服の中に子供達の謙虚な力強いエネルギーがうかがわれ、この子供達が成年に達する頃は、中国の基幹となり、益々発展するであろうと期待します。

又中国は5千年の長い歴史を有し、日本人は多々学ぶべき点があると思ひました。

先づ勤勉で礼儀の正しいこと、道義心に立脚して、しかも信義を重んじ、質素を旨としている信条は、敬服に値します。その中でも非常に勤儉節約に富み、自転車などは、ボロボロになるまで乗っている風情は、国家建設の大きなスローガンかも知れません。

日本人の新車が発売になると毎年のように取り替へる習慣は改めぬものです。

又節約の体験として万里の長城見学の際、車中は非常に暑く、冷房もかけるよに運転手に告げると、「油の節約だから辛抱してほしい」ということで、全て徹底したまりの下で働いている姿は頼もしいかた。

解放前の北満には、凶賊や泥棒が出没し、住民は恐怖の中で生活を送つた時代と異なり、泥棒、乞食は一掃され、全く住み良くなりました。

又右往左往した名物のハエも姿を消し、衛生の進展もおびただしいこと、こうして近代化に向つて前進している姿は、社会主義の長所であるように思ひます。長所は学ば、大いに参考にするべきです。

このたびの訪中団にとっては、すべて真において収穫がありました。そして中国民からは言語に絶するほどお世話になりました。旅行計画外の地下室の見学も特別の取り計らいと言いつつもその人情の深さを感じました。あの膨大な地下室の建設は機械力ではなく、手堀り、しかも薄い労働奉仕作業により完成されたことも、中華人民共和国前途の発展を象徴するものと思ひます。

## 2. 昭和59年度公的住宅予算の確保方陳情 建築施工了団体

昭和59年度政府予算は国の財政事情が厳しく、特に公営住宅建設予算の確保が容易でない現状にあるため、福島県建設業協会、福島県電設業協会、福島県管工事協同組合連合会の三施工団体は、大蔵省、建設省、県選出国会議員及び県に対し、公営住宅予算の確保方を積極的に働きかけることとし、県の政府予算対策に併行し、県建設業協会の谷口副会長が代表して12月23日と京し、陳情書を提出し、その実現方を図った。

陳情書の内容は次のとおりである。

建設業界につきましては、日頃格別なる御高配と賜り深く感謝申し上げます。御高承の通り建設業界ととりまく環境は誠に厳しいものがあります。昭和59年4月連続する公共事業の實質的な減少に加え、民間建築の落ち込みにより、建築関連産業は極めて深刻な状態に陥っております。

つきましては、昭和59年度政府予算の編成に当りましては、公営住宅の建設推進に特段の御配慮を賜り、地域経済、建設産業に活力を与えられるようお願い申し上げます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者層に対し、十分な量の良質な低賃住宅を供給するため、地域における住環境整備とあわせ、積極的に建設されなければならぬものであります。

同時に、内需を中心とする経済の安定的発展に資するためにも、公営住宅の建設は促進されるべきと思料されます。

しかし、公営住宅の建設は、種々の阻害要因に加え、地方財政が依然として厳しい状況にあるなど、その推進に苦慮されております。

これらの問題を解決するためには、国が補助制度を大幅に拡充強化し、十分な財政措置を講ずることが必要であります。また、公営住宅に関連する諸制度についても充実を図るとともに、民間活力を導入するなど住宅対策の拡充と強化に努めることが肝要であります。

昭和59年度の政府予算編成にあたっては、格段の配慮を賜り、特に次の事項について十分な措置を講じられるよう強く要望いたします。

- I. 公営住宅の建設推進
  - (1) 公営住宅建設事業に係る予算数及び所要国費を確保されたい。
  - (2) 公営住宅建設に係る規模の拡大、工事費単価の適正化を図られたい。
- II. 地域住宅計画(HOPE計画)推進事業制度の創設
  - 地域の発意と創意による地域住宅計画に基づく事業の円滑な推進を図るため、必要と助成を行う地域住宅計画(HOPE計画)推進事業制度を創設されたい。
- III. 住宅地関連公共施設整備促進事業制度の拡充
  - (1) 事業量の拡大を図るとともに、対象地規模を引き下げられたい。
  - (2) 良質な市街地住宅の供給を促進するため、一定の再開業事業による住宅建設事業については、更に規模要件を引き下げられたい。

## 3. 契約額横這い加入者漸減

### “ブルー”保険第6年目更新結果

本協会福利厚生事業の目玉として昭和59年より実施している“ブルー”保険は、11月1日より6年目の更新となったが、このほどその結果がまとまった。

これによると第5年目に比し、加入人員は50名減の963名、保険契約額において242百万円減の16億547百万円となった。

支部別の契約状況は次のとおりである。

支部名	会 員		従 業 員		合 計		備 考
	人員	保険額	人員	保険額	人員	保険額	
福 島	26	30,000	73	112,000	99	142,000	
郡 山	16	18,000	172	418,000	194	436,000	
白 河	9	9,000	96	117,000	105	126,000	
いわき	16	18,000	171	277,000	187	315,000	
相 双	10	10,000	164	506,000	174	516,000	
会 津	12	14,000	89	106,000	101	120,000	
本 部			3	3,000	3	3,000	
合 計	89	99,000	774	1,558,000	863	1,657,000	

## 4. 県電気工事工業組合 建産連に加入

### 正副理事長会議において承認

福島県建設関係団体連合会(元請6団体で構成)を再編し、本年2月末を目的に設立を進められている福島県建設産業団体連合会(建産連)の準備委員会は去る11月29日に加入勧奨対象団体の代表者も招き、第1回懇談会が内々、県電気工事工業組合より池添理事長が出席された。

県電工組として加入の可否も決めため12月23日正副理事長会議を開き、理事長より、組織の目的、機構、予算規模、今後のスケジュール等を説明し、協議の結果加入することに承認され、直ちに準備委員会に加入の手続きをとった。

なお、電設業協会は引き続き同連合会の中核として参加することが決定している。

## 5. 協会のうごき

12. 9	県建設関係団体連合会事務局長会議	専務理事	建設センター
15	先進施設視察研修	山形県立総合療育訓練センター 21名参加	上山市
20	第2回建設産業団体連合会設立準備委員会	会長 大槻副会長 専務	建設センター
	福島支部例会	会長 12名	労働福祉会館
28	御用納め		

## 1. 山形県の福祉施設を視察研修 同行レポート

本協会が昭和56年度より技術研修の一環として実施してきた他県の優れた公共建築物の視察研修を本年は山形県が4億円の巨額を投じて建設し、昭和57年7月にオープンした県立総合療育訓練センターを、去る12月14日日本技術委員のほか支部代表ら総員21名が参加して行われた。

同センターは人口3万8千人の上山市の中心部に近く、国道13号線より300米ほど西に入った閑静な温泉郷に囲まれ、山腹を背にした丘陵地に位置し、東方には蔵王連峰が眺望できる立地条件としては非常に恵まれたところにある。

午後1時30分センター到着。会議室において事務局長本間基太郎氏よりセンター設立までの経緯、工事の概要、運営等について説明を受ける。同氏は県職員として30余年社会福祉行政一筋のベテラン局長で、社会的弱者の厚生に情熱をもって活躍されている有能な公務員と見受けられ、説明の端々に熱も帯びてくる。

療育訓練センターの建設構想は昭和51年～60年の山形県長期総合開発計画の6次計画の社会福祉関係で取り上げられており、昭和51年より素案作りが開始されたが、その時期はオイルショックのあつた厳しい社会経済状況の中で先の見通しがつかない。その中で県政における福祉をどうするか、古くからの施設を建替えるだけでは苦しいなど真剣に検討された。

しかし知事はこの事業を県民福祉向上の目玉にする存意であるところから「生れながら不幸な立場にある児童や成人も人間らしく扱い、住みよい環境で面倒を見る施設とし、病院や養護学校の機能も併設する。そして山形県の福祉施設の中心的役割をはたすこと」を基本理念に計画された。

敷地は前述のごく最高の環境で上山市が1億円をかけて16,900坪を買収し、県に提供された。

事業費は当初計画は25億であったが、完成時は40億円の巨額となった。

設計は肢体不自由児、成人の生活の場であるが「一般社会から全く隔離された閉鎖社会であってはならない」「開放的で動き回り易い生活圏の拡大」が設計上の基本であり

各棟の配置は整合型とし、児童と成人の施設を分離し、管理、診療のサービス棟は中央に配置、学校、授産施設の配置も充分考慮した。

建物は平家集団として配置し、その動線が長く、廊下の幅員を大きくして職員が自転車を利用し、時間をカバーしているのはすばらしい構想である。

又この施設の特徴として

1. ソーラーシステムの導入
  - 施設が低層建物で屋根面積が大きいので省資源、省エネルギーの見地から成人棟の給湯、冷暖房、床暖房はソーラーに依存している
2. 温泉の導入 毎分36ℓ 1日52℃
3. ホランティア活動の施設確保

設計をはじめ、建築、電気設備、空調設備、給排水衛生設備の施工はいづれも県内業者によって施工されている。

次に運営の状況については

○ 利用定員

児童 入所 90名 母子入園 10組 通園 20名  
成人 入所 30名 通所 5名

職 員 124名

医 師 4名 (整形外科3名・小児科1名) ほか嘱託医  
看護婦 66名 指導員 16名、その他20名専門職種から構成されている。

養護学校 教師 37名

予 算 年間予算 10億5400万円 (人件費3億5400万円、運営費7億円)

収 入 医療費収入ほか5億5400万円

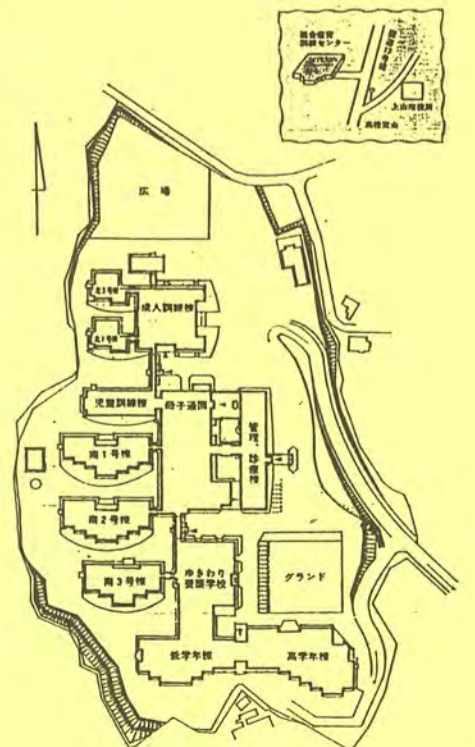
一般診療 現在約50名程度の外来患者も診療しているが、将来は200～300名まで患者も扱い、地域医療施設として併用する予定。

本間事務局長の説明につき設備担当者及び電気工事も施工された東北電化工業株式会社の現場代理人よりそれぞれ説明が行われ、活潑な質疑のあつた施設を見学する。

入所される肢体不自由児や成人が診療と受けながら、社会参加するための訓練や教育を身につけるための総合施設として実に見事なもので、設計施工され、本間局長が説明の中で他に誇れる建物であると自負されているのは、案外目で見つけられた。

参加者一同も大きな感銘を受け、将来本県が、これら施設が建設される場合は是非県内企業の手によって、使用する人の立場になって後々まで誇れる立派な工事をするやうな誓いあつて、小雪降るセンターを後にした。

— 安部 茂 —



1. 本月21日に設立総会

福島県建設産業団体連合会

県内の建設業及び建設業に関連する団体が緊密な協力のもとに、建設業の総合的な改善発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立を進めておる福島県建設産業団体連合会(県連産連)の第2回設立準備懇談会が1月17日午後1時より県建設センターにおいて開かれ、既存の連産連の代表者及び加入希望団体の長らが出席し、設立総会を2月21日開催することを決めた。

懇談会に先立ち午前11時より第2回準備委員会が開かれ、管家連団連会長の代理として本協会の坂本会長が議長となり、懇談会に提案する定款、規定、事業計画、予算等の原案を審議した。

県連産連に加入される団体は12月末まで書面で意志表示されたもの25団体、さらに加入の方向で検討中の団体が9団体あり、最終的には34~35団体に落ち着く予定である。又、賛助会員として4団体が見込まれている。

懇談会は、定款、会費規定、役員定款、初年度の事業計画、予算について原案とあり了承された。

このあとも2月7日開催の第4回設立準備委員会を設立発起人会に切り替え、最終的な調整を行い準備は完了し、2月21日午前11時より福島市の杉倉会館において県知事をはじめ多数の来賓を招き設立総会を開催することとなる。

県連産連は社団法人化するのみならず、総会終了後法的諸手続も済ませ、新年度から本格的な事業活動を行うこととなる。

2. 正副会長、支部長会議開く

新春早々の1月6日午後より正副会長、支部長会議を開き当面する諸問題について協議した。当日は会議に先立ち、正副会長、支部長、常任相談役、池添県電工組理事長らから午前10時県庁に集合、県三役をはじめ、関係部課、教育庁、警察本部、県住宅供給公社、東北電力福島支店、中小企業団体中央会及び建設関係友好団体に新年の挨拶廻りを行った。

1. 昭和58年度予算執行について
2. 会費に関する規約変更について
3. 第4回役員会(理事、監事)の開催について  
2月下旬開催することとし、期日、会場等については会長に一任する。

編集後記

● 松平知事さんをはじめ、土木部首脳の方々より年頭のごあいさつを寄稿していただき、誠に。現下の厳しい経済環境下における建設業界に対する貴重な指針等も示唆いただき、肝に銘じて努力してまいります。厚く御礼申し上げます。

● 今年は陰暦のうえから十干十二支のきのね(甲子)の年に当り凡てが第一位の凶災の年であり、又閏年でもあります。

そこで子年生れの会員を招介いたします。今年は大正13年生れ4名、昭和11年生れ3名、昭和23年生れ2名の7名であります。子年生れの会員のご盛運とご活躍を祈念いたします。

(大正13年生れ)

- 渡辺 幸治 (協) 渡邊電業)
- 長谷川 昇 (協) 平電気工事)
- 市川 芳美 (協) 羽電機工事(協)
- 小鍛治 保子 (協) 日東電機工業所)

(昭和11年生れ)

- 加藤 悟 (協) 栄電設(株)
- 佐藤 栄作 (協) 共電工(株)
- 倉川 文夫 (協) 会川電機(株)

(昭和23年生れ)

- 先崎 元勝 (協) 東新電機工業(株)
- 小松 茂春 (協) 小松電機商会)

● 昨暮の総選挙で自民党は一挙に36議席を失い過半数にも達しない大敗した。そして社、公、民の3党は当選者数をふやし、多野党伯仲の時代となった。教がもつた政治の世界で解散時も大きく上回る議席を占めたのは勝利であったと思う。しかし自民党は保守系無所属と吸収して過半数を占め、野党は未だにも過半数の壁を破ることはできなかった。今回の選挙で自民党が破れた原因は多岐にわたると思う。田中問題、政治倫理の未解決、各派閥の候補者の乱立、そして有権者の三分一が棄権している現実。

棄権の理由や内容は千差万別であろうが、自民党に失望して棄権した層が野党に何かあったことは確かであろう。もちろん前回の自民党286人は大平首相の急死による同情票もあり、「出来すぎ」に対する揺れ戻しもあったのではないかと、共産党や新自由クラブはむしろ票を減らしている。そして自民党が候補者も乱立させて失脚となったことも考えれば野党は手放して喜こんでははいられない。

次の選挙がもう3ヶ月もかかれはじめて今日、野党が「多野党伯仲」に浮かれています。時間は余外短かいかもしれぬ。野党は今までのような何でも、ハンターでは困る。空転国会などではないにせよ、時を流すようなことなく、責任政党として国民の為に政治をとつてもらい、自民党も野党の意見を充分聞き入れ、多野党伯仲の風が吹くような国政にしてもらいたいものである。(12月24日記)

● 昨日は協会の各種行事に会員の方々に多大のご協力をいただきましてありがとうございました。又12月の総選挙では支持する候補者のため、仕事を犠牲にしてまでご努力されたこと、まことに苦勞さんでした。今年は若干景気も回復し、明るくも出てくることを期待しております。特に本年は県の大型工事が続出するようである是非共会員の皆さんの手で施工し、今までの苦しかった分も取り返したいものです。それには先づ健康、身体に留意され、活躍の程を。

2 県発注昭和58年度電気設備工事  
中間検査結果発表

県土木検査課においては本年度発注の電気設備工事について方部別中間検査を実施してあるが、このほども中通り方部の検査結果がまとまり、発表されたので、今後の工事施工に充分留意されるようお願いする。

1. 検査実施期間 58.11.24 ~ 58.12.5
2. 検査対象箇所 福島、郡山、白河建設事務所管内の電気設備工事7箇所
3. 検査内容 書類検査、実地検査、設計及び積算
4. 検査所見

- 書類検査 整備状況は概ね良好であったが一部に不備事項がある。
  - (1) 下請内容が明確でなかった。
  - (2) 火災保険も掛けていなかった。
  - (3) 選任された主任技術者が業務を行っていないであった。

下請関係については福島県元請・下請関係適正化指導要綱及びその運用について(協会だより昭和57年5月11日第36号掲載)を十分理解して下請内容、下請金額、支払の方法等を記入「下請通知書」として提出するよう指導した。(1)火災保険については「特記事項」であり指導事項ではないと考えていただけにまことに遺憾である。(2)は施工者の認識不足であり単独指導したところである。

現場における指導事項(一般共通事項)

- 施工計画書の代理人、主任技術者は届出ており業務も遂行すること。
- 火災保険証書、現場説明書、質問回答書は契約関係書類として整備しておくこと。
- 弱電関係の下請通知書には工事範囲を明記すること。

-----工種一括下請と解される-----

- 実地検査 施工図と照合、特記仕様書並びに共通仕様書に基づいて施工されているが、更に施工精度はどうか算について検査を実施したところであるが概ね良好と認められた。一部において指摘した事項及び指導した事項は次のとおり
  - (1) 管の面取り不十分な箇所及び発錆している切断面があった。
  - (2) 接地極埋設時に接地抵抗を測定していなかった。

現場における指導事項

- 接地抵抗の測定は接地極埋設時と刻前までに定期的に測定記録しておくこと。
- 台所コンセントは排水立管の裏側にしないよう仕上時に考慮施工のこと。(施工図で調整すべき問題)
- 管切断面の面取りは十分行うこと。
- 現場には残材(電線管ほか)も放置しないこと。

104	100	480
104	100	480
104	100	480
104	100	480
104	100	480
104	100	480

雇用促進事業団の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領が改正になりました（お知らせ）

雇用促進事業団が行う参加資格審査申請書の受付は、昭和59年度以降登録業種を次の「A」及び「B」グループに分け、隔年登録制に移行することになりました。

- Aグループ** [建築工事] [設計監理] [地質調査] [物品購入・製造等]  
 (注) 昭和60年度を基準として隔年登録制度を実施しますので、入札参加資格有効期間はすべて昭和60年3月末までとなります。
- Bグループ** [電気工事] [管工事] [舗装工事] [塗装工事] [防水工事]  
 (注) 昭和59年度から隔年登録制度を実施しますので、入札参加資格有効期間は昭和61年3月末までとなります。

- このため、昭和59年度の申請書の受付は次の要領で行います。
- 1 「建築工事」**
- 昭和58年度の登録業者については、入札参加資格の有効期間を昭和60年3月末まで延長しますので、参加資格審査手続をする必要はありません。ただし、資格区分の変更を希望する業者は、新たに申請書（昭和58年度受付票（正本）を必ず送付してください。）を提出して審査を受けてください。
  - 新たに入札参加を希望する業者は、申請書を提出して審査を受けてください。
- 2 「設計監理」「地質調査」「物品購入・製造等」**
- 昭和57年度の登録業者で引き続き入札参加を希望するもの及び新たに入札参加を希望する業者は、申請書を提出して審査を受けてください。
  - 昭和58年度の登録業者の入札参加資格有効期間は、当初の通り昭和60年3月末までです。参加資格審査手続をする必要はありません。  
 ただし、「設計監理」については、「業者カード」「主要項目調査」を雇用促進事業団本部に郵送してください。
- 3 「電気工事」「管工事」「舗装工事」「塗装工事」「防水工事」**
- 入札参加を希望するすべての業者は、申請書を提出して審査を受けてください。

参加資格審査手続を必要とする業者及び入札参加資格有効期間

区 分	有 効 期 間				
	57.4.1	58.4.1	59.3.31 (交付)	59.4.1	60.4.1
A グループ 建築工事	1. 昭和58年に登録している業者 (注に該当する業者を除く)				○
	2. 新しく登録しようとする業者		○		
	3. 昭和58年に登録している業者で資格区分の変更を希望する業者		○		
B グループ 設計監理、地質調査、 物品購入・製造等	1. 昭和57年に登録している業者	○			
	2. 新しく登録しようとする業者		○		
	3. 昭和58年に登録している業者		○		
B グループ 電気工事、管工事、 舗装工事、塗装工事、 防水工事	1. 昭和58年に登録している業者			○	
	2. 新しく登録しようとする業者			○	

なお、詳しい申請の方法等については、昭和59年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領を御覧ください。

雇用促進事業団

3 第2回福島県建築文化賞決まる

福島県内において地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れている建築物と表彰し、文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図ることを目的に昭和57年度より実施された県建築文化賞の本年度第2回目も、県、福島民報社、県建設業協会、県建築士会が主催し、本協会が後援し、本年8月15日から9月14日まで募集を行った。

その結果34件の応募があり、川上秀光東大工学部教授も委員長とする県建築文化賞審査委員会において書類審査、現地調査等慎重に審査が行われ、このほど次の建物が晴れの入賞に決定され発表された。

入賞発表式は2月27日午前10時30分より福島市の杉妻会館において行われ、松平知事より建築主、設計者、施工者に賞状と楯が呈贈される。

(建築文化賞) / 頁

- 特別養護老人ホーム「あづくま荘」----- 田村郡三春町 (建築主) 社会福祉法人田村福祉会 (設計者) (株)日本総合設計 (施工者) (株)渡辺組

(建築文化賞準賞) / 頁

- 学校法人郡山開成学園つつし館----- 郡山市桑野 (建築主) 学校法人郡山開成学園 (設計者) 三瓶建築設計事務所 (施工者) (株)木村工務店

(建築文化賞奨励賞) / 頁

- 川原町中央公民館----- 伊達郡川俣町 (建築主) 川俣町 (設計者) (株)スズキ建築事務所 (施工者) 鹿島建設(株)仙台支店
- 三春町民体育館----- 田村郡三春町 (建築主) 三春町 (設計者) (株)大島建築設計事務所 (施工者) (株)大林組仙台支店
- 共同住宅アペタシオン・桑野、シャトー・アナワ----- 郡山市桑野 (建築主) 鈴木清蔵(アペタシオン・桑野) 穴沢正(シャトー・アナワ) (設計者) (株)清水公決研究所 (施工者) (株)隆山工務店

(建築文化賞特別賞) / 頁

- 北塩原村役場庁舎・コミュニティセンター----- 耶麻郡北塩原村 (建築主) 北塩原村 (設計者) 計画・設計工房 (施工者) (株)相模組
- 大熊町立大野小学校----- 双葉郡大熊町 (建築主) 大熊町 (設計者) (株)東洋モーター研究所 (施工者) 第一期工事 常磐開発(株)、第二期工事 田中建設(株)(造園業者) (株)茂緑化建設

4 管繕工事写真撮影の黒板の統一について

昭和57年度より県発注管繕工事の写真撮影される場合の黒板は、工事の統一を図るため、別掲のとおり指定し、旨の通知があったので、了知され準備されたい。

5 池添祥彬氏の褒章受章を祝う

福島県電気工事工業組合理事長 池添祥彬氏は、永年にわたる電気工事業振興に尽くされた功績が評価され、昨秋の褒章で黄綬褒章の榮譽に俗されたところであるが、県電気工事工業組合理事長及び県建設業協会正副会長が發起人となり、氏もねがらぬ喜びをともにする為の祝賀会を、1月28日郡山市のビューホテルにおいて、230名の関係者が出席して盛大に行われた。

池添氏夫妻がご来賓に、成田県南電協組副理事長の開会で始まり、發起人も代表して、県電工組副理事長 中島春記氏が黄綬褒章受章までの足跡を紹介し、挨拶があり、来賓の祝辞に入る。

福島県土木部長(岸土木部次長)、郡山市長(作間収入役)、佐藤栄佐久参議院議員、全日電工連会長(藤崎専務理事)より「永年にわたる電気工事業界に貢献され、しかも保護司まで通じ、幅広い社会福祉活動に努めて下さった。今後も地域社会の発展に貢献下さるよう」との激励と祝福の言葉が述べられ、次いで記念品や花束が贈られた。

これに対し池添氏より「今回の受章は、是れははじめ関係機関のご指導、電気工事業界の団結強調、お得意様、発注者のご好意、自社及び家族の協力があったことであり、本日の祝賀会は終生忘れ得ぬ感激であり、この榮譽に恥じないよう、今後も地域社会の発展に尽くしていきたい」とあいさつし、祝賀のあつて、今野東北電力常務取締役福島支店長の音頭で乾杯がなされ祝宴に入った。

県、郡山市、東北電力はじめ電気工事業界、建築業界、メーカー、保険会社、銀行ローラーフラフ等幅広い階層からの出席者で祝宴中は生バンドによる歌謡曲や民謡、詩吟など、盛沢山の歌が披露され、遅くまで祝宴が続いた。

6 協会のうごき

1. 5	県知事招待新年会 会長 知事公館
6	正副会長、支部長、常任相談役、池添理事長、県、県議会、住宅供給公社、霞力華に新年賀状廻
7	正副会長、支部長会議
12	県建築三団体新年会招待 会長 ホテル辰巳屋
14	県測量設計業協会藤原専務理事母堂告別式 専務理事 福島市平安閣
17	県配電整工業会新年会招待 正副会長 飯坂町
19	第3回 県建設産業界団体連合会準備会 会長 大槻副会長 建設センター
20	第2回 懇談会 会長 大槻副会長、池添理事長、建設センター
20	県会津若松建設事務所挨拶のため訪問 会長 専務理事
21	県喜多志建設事務所挨拶のため訪問 会長 専務理事
21	会津支部例会及び新年会 会長 専務理事
27	渡辺幸生大匠執事祝賀会 会長 大槻副会長、学校相談役、ほか多数 ホテル辰巳屋
28	池添電工組理事長黄綬褒章受章祝賀会 郡山市 ビューホテル

1. 福島県建設産業団体連合会発足

初代会長に菅家県建設業協会会長

副会長に坂本会長ら10名選ぶ

県内の建設関係33団体が結束強化し総合的な改善を図り、業界の活性化をはかるとともに、県上発展に寄与することをめざす県建設産業団体連合会が2月21日設立された。

当日午前11時から福島市の杉妻会館で開かれた設立総会には構成33団体の代表者のほか来賓として松平知事、天野代議士、高橋建設省大臣官房参事官、稲見東北地政局長、中村全国建設連絡協議会長ら150名が出席され、はじめに発起人代表の菅家県建設業協会会長が「業界内の協力関係も緊密にして経営基盤を強固にし、県民の期待に応えたい」と挨拶、定款、入会金、会費、事業計画、予算案を審議承認し、役員選出に入り、会長に菅家県建設業協会会長、副会長に本協会の坂本会長ら10名が選出された。続いて松平知事、天野代議士、高橋参事官らから連合会設立の祝辞が述べられた。

又総会の席上、松平知事の三選出馬要請が緊急提案され、これを満場一致で了承した。

この日、同会者一同で設立披露祝賀会が開かれ、同連合会の発展を祈り祝賀をあげた。連産連は昭和47年に設立された県建設関係団体連合会(元請6団体で構成)と拡大する形で設立したもので、連産連の代表者らが準備委員として昨年5月から準備を進めてきたもので、元請、専門職別、資機業種、輸送業種を含めたオール建設産業団体として33団体のほか、4団体が賛助会員として加入されたもので、全国13番目の発足である。

県建設産業構成団体

Table with 8 columns: 種別, 団体名, 代表者, 構成人数, 会長, 副会長, 専任, 理事, 評議員数. Lists various construction industry associations and their members.

2. 第4回役員会開く

本協会第4回役員会が2月22日午後2時より茨城県大津町の「大観荘」において理事20名、監事3名が出席し、当面する諸問題について審議された。

- 1. 昭和58年度予算執行について
2. 会費に関する規約変更について
3. 福島県建設産業団体連合会の発足について
4. 県発注大規模工事に対する協会の対応について
5. 最近における協会活動状況報告
6. 今後の行事予定について

3. 誘致企業の建設に地元企業の活用も

小野白河市長と懇談

近年白河市をはじめ東白河地方を中心に優良企業の進出が実現され、工場建設が進められておる中、本協会は去る2月8日、小野白河市長と懇談する機会を得て、建築に伴う電気工事と地元業者の活用方について特段のご尽力、力添えをお願いした。当日、会長、大槻副会長、中島白河支部長らが出席して種々懇談した。市長より「誘致工場の敷地は地元市町村において造成し企業に提供(売渡)するが原則となつておるが、建築については一切企業において企画し、施工者の指名も中央において決定されているのが実情で、地元業界の入りスキがない。又、建築も短期間の勝負で施工は大変難しい。しかし折角の工事に指を喰えて見ているのは残念。市長としても出来るだけ地元企業も活用することに働きかけたい。今後更に申入れてゆく考えであるが、業界も進出企業に対し積極的に

働きかけるよう」とさすが建設業出身の市長は「心強い協力を得た。

現在県南地方における誘致企業は51社、立地面積141.1ヘクタール、生産予定額550億円、投下資金585億円、雇用者5,600人、地元採用者4,100人にものぼつており、今後高速自動車道の利用、新幹線と野取直結、福島空港建設、高速交通網の整備等により、誘致企業が相次ぐものと見られ、県南地方は一層の発展が期待され、まことに「県南の時代」が到来してくるものである。

4. 各支部で研修・講習会開く

● 福島支部

福島支部は2月21日午後3時より電協会館会議室において支部会員のほか、協会、正副会長、各支部長ら30名が出席、渡辺五郎三郎氏(松平知事政務秘書)を講師に迎へ経営者セミナーを開催した。

渡辺氏は松平知事が参議院議員時代から秘書として永年にわたり心を通わせてこられ、又政治や行政の舞台も裏から補佐されてきた方で、誠意、情熱、愛国の至情も永遠に求めて止まぬ気魄のお人柄で、今回の講演は「上に立つもの」と題し、経営者の人生観、使命観について①経営者の資格、②無私、③詩心(ロマン)④現実処理能力⑤全人格的指導に分け、中国の「孔子」「孫子」「漢揚震・王密」「子路」や、日本の吉田松陰、西御南洲、佐藤一斎、安岡正篤、松下幸之助ら偉人の言行を紹介しながら、現代的应用法をやさしく説き、2時間にわたり講演された。

氏の格調高い講演は受講者は深い感銘を受け、これに、経営者のあり方について大切なものを学び得られたであろう。

● 相双支部

相双支部では2月15日午後1時30分より相双地区電気工事協同組合会議室において技術研修会を開催した。

研修会には会員をはじめ、現場代理人、主任技術者ら23名が参加し、講師に京町建設事務所建築課長内山佳弘氏の「建築本体内工事から見た電気設備工事」、同事務所主任三浦輝夫氏の「電気設備工事の問題点」をテーマに3時間におよび講演され、現場担当者にとって極めて有意義な内容であった。

又本報技術委員の西岡政氏より本部における技術研修会、先進施設視察研修の状況も報告されたが、受講者も熱心にメモをとるなど講師の話しに耳を傾け、笑みあふ研修会であった。

5. 電気工事士法改正 12月より施行

試験は60年度から民間委託

「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(計認可整理一括法案)」が昨年11月の第百国会で可決成立し、その中に含まれている電気工事士法も12月10日付で公布された。これは業界の念願だった電気工事士試験の民間への委託案が盛り込まれているもので、現行の同法第5条以下が大幅な改正となる。改正された同法は今後具体的な真意を検討、決定して本年12月1日から施行されることになる。

今回改正された第5条以下の条文は次のとおりである。

電気工事士の資格
第五條 電気工事士は、第一項の指定を受けた者であらなければならない。
第一項の指定は、第二項の定めるところにより、建設省が、建設省令で定める。
第二項の定めるところは、建設省令で定める。
第三項の定めるところは、建設省令で定める。
第四項の定めるところは、建設省令で定める。
第五項の定めるところは、建設省令で定める。
第六項の定めるところは、建設省令で定める。
第七項の定めるところは、建設省令で定める。
第八項の定めるところは、建設省令で定める。
第九項の定めるところは、建設省令で定める。
第十項の定めるところは、建設省令で定める。
第十一项の定めるところは、建設省令で定める。
第十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第二十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第三十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第四十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第五十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第六十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第七十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第八十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十一項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十二項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十三項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十四項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十五項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十六項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十七項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十八項の定めるところは、建設省令で定める。
第九十九項の定めるところは、建設省令で定める。
第一百項の定めるところは、建設省令で定める。

Table with 8 columns: 種別, 団体名, 代表者, 構成人数, 会長, 副会長, 専任, 理事, 評議員数. Lists various electrical engineering associations and their members.

2. 第4回役員会開く

本協会第4回役員会が2月22日午後2時より茨城県大津町の「大観荘」において理事20名、監事3名が出席し、当面する諸問題について審議された。

- 1. 昭和58年度予算執行について
2. 会費に関する規約変更について
3. 福島県建設産業団体連合会の発足について
4. 県発注大規模工事に対する協会の対応について
5. 最近における協会活動状況報告
6. 今後の行事予定について

3. 誘致企業の建設に地元企業の活用も

小野白河市長と懇談

近年白河市をはじめ東白河地方を中心に優良企業の進出が実現され、工場建設が進められておる中、本協会は去る2月8日、小野白河市長と懇談する機会を得て、建築に伴う電気工事と地元業者の活用方について特段のご尽力、力添えをお願いした。当日、会長、大槻副会長、中島白河支部長らが出席して種々懇談した。市長より「誘致工場の敷地は地元市町村において造成し企業に提供(売渡)するが原則となつておるが、建築については一切企業において企画し、施工者の指名も中央において決定されているのが実情で、地元業界の入りスキがない。又、建築も短期間の勝負で施工は大変難しい。しかし折角の工事に指を喰えて見ているのは残念。市長としても出来るだけ地元企業も活用することに働きかけたい。今後更に申入れてゆく考えであるが、業界も進出企業に対し積極的に



1. 昭和59年度県営繕工事の概要発表さる。

一月に及び長期間の2月定例県議会が閉会された3月27日、県土木部は記者会見を行い、橋本参事兼常務課長より昭和59年度県営繕工事の概要を発表された。これによると工事費総額は156億100万円、件数にして222件が計上されているが、経済情勢が非常に厳しい今日、額については前年同様なるも件数は相対減少しており、建設業界にとって公共工事については本年度も厳しい年になると云えよう。なお医科大学移転整備事業については含まれていない。

Table with 4 columns: 工事部署 (Department), 件数 (Number of items), 金額 (Amount), 備考 (Remarks). Rows include 工事部局 (89 items, 4,812 million yen), 教育庁 (110 items, 9,457 million yen), 警察本部 (23 items, 1,382 million yen), and Total (222 items, 15,601 million yen).

( )は土木工事内書

とつて、今年度も、また、財政的に前年度に引き続き非常に困難な年であるので、公共建築物の建設にあたっては、創意工夫も一つの理念として効果的な予算執行に努めたい。

「地方の時代」にふさわしい魅力のある便利で安全な公共建築物を建設するため、施設の計画にあたっては、次の四つの事項を基本として、あらゆる角度より調査、分析、検討を重ね特色のある公共建築物の創出に取り組んで参る。

- (1) 施設に文化性をもたせる。(2) 省エネ省資源を考へる。(3) 身障者の利用対策を図る。(4) 施設の保全対策を推進する。

今年度発注の大型工事には、文化施設として「県立博物館」があり、地域に密着した文化の伝承をはかり、将来の学術文化の振興の役割を果たすために、会津若松市の鶴ヶ城公園内に着手することになっている。次に福祉関係の施設としては、「心身障害児総合療育センター並びに養護教育センター」を郡山市に建設する。この施設は、肢体不自由児を中心とした障害児の治療、訓練機能のほか、教育相談、教師の研修機能等を兼ねた総合施設である。

また、世界的な要請である省資源策については、引き続き建築分野における研究を推進し、技術水準の向上に努めている。施設の保全管理についても、増大する公共建築物がいつまでも安全性と快適性を保ち、円滑に県民のサービスに寄与できるように、その方策の確立に努力している。

営繕工事が円滑に執行され、県民の期待に応え、立派な施設が建設できるように、従来にも増して、ご協力を賜わりたい。

なお、今年度の主要工事は次のとおりである。

昭和59年度主要工事一覧表

Table with 6 columns: 工事名 (Project Name), 工事場所 (Location), 構造 (Structure), 階数 (Floors), 延面積(m²) (Total Area), 備考 (Remarks). Lists various construction projects across different municipalities like Niigata City, Fukushima City, and Maebashi City.

2. 大型工事も県内企業に発注も

元請施工了団体へ県に陳情

(社)県建設業協会・(社)県電設業協会・(社)県空調衛生工事業協会の元請施工了団体は去る3月18日、昭和59年度より県が発注を予定している県立医科大学移転整備事業、県立博物館建設事業等の大規模、特殊工事について、県内地元建設業、設備業者に優先発注を陳情した。

当日午前10時に、管掌建設業協会会長をはじめ同協会副会長ら、坂本協会の会長、斎藤空衛協副会長ら10名が県庁に集合。松平知事、友田副知事をはじめ、教育長、総務、企画調整、生活福祉、土木部長と訪内。本県建設業界の現状と説明、県内業者の育成、地場産業振興の面から共同企業体の活用を含め、県内業者に優先発注を陳情し、添田県議会議長にも面会し、県議会の立場からも強力なご協力をお願いした。

6. 第2回県建築文化賞表彰式

文化の香り高い魅力あるまち作りの推進に寄与する優れた建築物をたたえ、福島県、福島民報社、福島県建設業協会、福島県建築士会が主催し、本協会をはじめ10団体が協賛して、昭和59年度から行われる福島県建築文化賞の第2回表彰式が2月27日午前10時30分より、福島市の杉妻会館において行われた。

今回は県内より庁舎、福祉施設、共同住宅、店舗など31件の応募があり、慎重な審査の結果、7件が入賞された。(入賞内容は「協会だより」57号で掲載) 表彰式には松平知事、主催者代表、協賛団体代表者、受賞者らが出席。渡部県建設士会長の開会のあいさつ、佐藤静雄県企画調整部長の経過報告、審査委員長川上秀光東大工学部教授の審査報告が行われた。このあと表彰に入り松平知事から正賞を受け、「あふくま荘」の建築主をはじめ、準賞、奨励賞、特別賞に輝いた建築物の建築主、設計者、施工者に表彰状及び副賞が贈られ、主催者を代表して松平知事よりお祝いと激励の挨拶があり表彰式を終了した。

7. 協会のうごき

Table with 3 columns: No. (Number), Title (Event Name), and Location/Participants (Venue/Attendees). Lists various association activities like meetings, seminars, and award ceremonies.

— 会員消息 —

(組織変更)

- 白河支部 (新) 立原電気工業株式会社 (代表取締役立原新平)
- (旧) 合名会社立原電気工業所

設業の特殊性も勘案し、今後、上記活動指針を踏まえつつ、建設業の実態に即した形で本指針を定め、原則として違反とならない行為を例示し、もって同法違反行為の未然防止を図るべく、建設業における事業者団体の適正な活動に役立てようとするものである。

公共工事に係る建設業における事業者団体が行う下記に掲げるような情報提供活動、経営指導活動等は事業者団体の各構成事業者の計画的な事業の実施や経営の合理化に資するものであり、競争入札において、一定のルールを定める等により受注予定者又は入札価格と決定し得るようなこととしない限り、独占禁止法に違反することとはならない。

記

以下に掲げるものについては、原則として独占禁止法違反とならない。

1. 情報提供活動

- (1) 官公庁や民間の調査機関等の関係情報(発注官公庁別発注工事の実績に関する情報、発注予定工事に関する情報、労務賃金、建設資材の価格等積算の基礎となる事項に関する情報、施工技術に関する情報等)を収集し、提供すること。
- (2) 構成事業者から公共工事について受注実績、受注計画等に関する情報と任意に徴し、これを提供すること。
- (3) 構成事業者から売上高、営業利益、流動負債、保有機械数、従業員数等の経営状況に関する情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。  
なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは情報提供の方法につき構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれをとりまとめて提供することもできる。
- (4) 個別の発注工事について必要な技術力の程度、現場の地理的、地質的条件等に関する情報を収集し、提供すること。
- (5) 入札に参加するための共同企業体として資格申請を行う場合又は発注官公庁が共同企業体の編成を指示した場合、事業者団体の構成事業者の求めに応じ、当該共同企業体の構成員の組合せに関する情報を提供すること。

2. 経営指導活動

- (1) 標準的な費用項目と掲げた積算方式を作成し、所要資材の標準的な数量や作業量を示すこと。
- (2) 安全の確保、公害の防止等のため、工事施工方法、作業時間、作業点検基準等に関する指針等を作成し、提供、指導すること。
- (3) 経営及び技術に関する一般的な知識の普及、指導を行うこと。
- (4) 構成事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に即した指導を行うこと。
- (5) 共同企業体と結成する場合の運営に関する一般的な指針等(構成員の分担工事施工のための必要経費の分配方法、共通費用の分担方法等)を作成し、提供、指導すること。

3. その他の活動

- (1) 受注促進のための共同展示施設の設置等を行うこと。
- (2) 利用強制や取引先の制限と伴わない共同運送、共同保管等の共同事業を行うこと。
- (3) 積算基準、施行技術等について調査、研究を行うこと。
- (4) 積算単価、歩掛りの改善等に関し、発注官公庁に対する要望を行うこと。
- (5) 採算性と度外視し、受注に際し自棄を要請すること。
- (6) 建設業の実情等について広報すること。

6 木造家屋建築工事の災害防止促進

県木造家屋建築工事安全対策委員会

県内全産業の中で建設業の災害発生割合は死亡事故で年々40%を上回る状況であり、又木造家屋等小規模建築による災害発生も、建設災害の中で死亡事故で10%、重要災害(休業4日以上、死傷災害)で30%と極めて憂慮すべき現状にある。

建設関係団体においては昭和55年2月に建設業協会、電気協会、電気工事工業組合をはじめ県内の職別工業業15団体と共同して県木造家屋建築工事安全対策委員会を設立し、労働基準局の指導と得て今日まで、随時委員会、幹事会を開催するほか、チラシ、ポスター、ステッカー等を作成配布するなどして労働災害の防止に努力してきたところである。

又昭和58年3月には県内9労働基準監督署管内に構成団体より安全指導員を委嘱し、(電気関係25名)研修会や現場パトロールを実施してきたところである。

3月21日開催された委員会において委員会要綱の一部を改正し、各労働基準監督署毎に地区連絡協議会を設置し、昭和59年度より安全指導員を中心に木造家屋建築工事の安全施工法についての講習会や、現場パトロールを実施し、積極的に労働災害防止に乗り出すことになった。

7. 協会のうごき

3.5	県建設産業団体連合会第1回役員会	会長	建設センター
13	県発注大型工事県内業者発注者について元請3団体代表により知事副知事教育長		
	県議会議長等に陳情	会長、専務理事	県庁
19	経営合理化講演会	会長ら多数	農協会館
21	県木造家屋建築工事安全対策委員会	専務理事	建設センター
22	自由民主党県連3役と懇談会	正副会長、支部長、相談役	福島市

—— 会 員 消 息 ——

(組織変更)

郡山支部 (新) 株式会社 中央電業社 (代表取締役 藤田勝江)  
(旧) 有限会社 中央電業社

昭59.3.1付

陳情書の内容は次のとおりである。

建設業界につきましては、日頃格別なるご高配と賜り深く感謝申し上げます。  
ご高承の通り建設業界をとりまく環境は誠に厳しいものがありますが、本県建設業界はこのような状況のなかにも、基幹産業としての社会的使命の重大性と自覚するとともに、豊かで住みよい県土建設に貢献すべく、建設業の近代化を推進して体質改善を図る一方、建設技術の進歩向上と経営基盤の強化に鋭意努めております。

県におかれましては来年度から下記のような大規模事業に着手されると聞き及んでおります。つきましては今後発注される工事に対しましては極力県内地元建設業者に受注の機会を多えて下さるようお願いいたします。県内業者も積年の努力により技術水準の向上も著しく、極めて特殊なものを除いては十分対応し得る能力を備えるにいたっており、さらに大規模、特殊工事については共同企業体の活用を含め県内地元建設業、設備業者に優先発注されますよう特段のご高配をお願いいたします。

記

1. 医科大学附属病院建設事業 (福島市)
2. 県立博物館建設事業 (会津若松市)
3. 心身障害児総合療育センター整備事業 (郡山市)
4. 郡山東部ニュータウン建設事業 ( " )
5. 相馬中核工業団地開発事業 (相馬市)
6. 大規模年金保養基地建設事業 (二本松市)

3 自民党県連3役と懇談会

本協会はかねてから自由民主党県連3役と懇談会を開催し、よく申入れておたところ、2月県議会終盤の3月22日、多忙の中も時間をとって出席していただき開催した。

当日午後4時から福島市内において幹事長渡辺正市氏、総務会長荒栄一氏、政務調査会長藤田嘉平氏、それに筆頭副幹事長大田豊秋氏が、協会側から正副会長、支部長、常任相談役ら12名が出席した。

坂本会長より最近の状況における県内電気工事業界の現状、本協会の組織、目的、事業活動について説明を行い、従来の県工事の殆んどを電気工事で県内業者受注の御礼を申し上げるとともに、今後の県発注工事に際しても地元優先を、特に昭和59年度より発注が予想される大型工事についても県内業者を優先に受注できるよう配慮方を要請した。

これに対し渡辺幹事長より「去る3月13日に元請3団体より県発注大型工事県内業者優先発注の陳情があり、政調会を中心に検討、他党にも呼びかけ、15日に各党合同で昭和59年度より発注の大型工事について地元業者優先を進められるよう

知事に申し入れたところ、知事も基本的に了承され、県議会としてもほめておたところである。現在の厳しい経済環境、財政再建の中、公共事業も減少しており、中央大手業者の地方進出が一層激しくなっている今日、皆さんも大いに努力してもらいたい。我々も県政を預かる立場で、必ず執行部と連携と密にし、県内業界の発展に協力したい、と心強い挨拶を受けた。

懇談に入り、協会活動のあり方、営業活動の活発化、県議会の連携などについて出席者から積極的な意見交換があり、極めて有意義な話し合いが遂行された。

4 電気工事工業組合正副理事長会議開く

県電気工事工業組合は3月23日電協会館において本年度第4回正副理事長会議を開き、次の事項について協議した。

- (1) 昭和59年度工業組合予算編成について
- (2) 全日電工連政治連盟について
- (3) 福島県建設産業団体連合会の設立に伴う加入について
- (4) 第三者損害賠償保険の更新について
- (5) 青年部結成について
- (6) 昭和59年度会議予定について

理事会 5月7日(月) 通常総代会 5月20日(水)の予定

5 建設業団体向いのガイドライン示さる  
公正取引委員会

公正取引委員会(高橋元委員長)は2月21日公共工事の受託をめぐる建設業者間の談合問題について業者団体の受注調整活動が法の範囲を超え独占禁止法の違反にならないかという指針(ガイドライン)を定め明らかにした。

建設業が単品ごとの受注請負産業であり、ほとんどが中小企業で競争が激しいことや公共事業請負の特殊性などを配慮したうえで、独禁法に違反しない業者団体の情報提供や経営指導の範囲をかなり広く認めており、談合に直接つながりかねない種類の情報交換なども含まれている。

以下同指針全文である。

— 公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針 —

当委員会は、昭和54年8月、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表するとともに事業者団体が実施しようとする具体的な活動の適否について事前相談制度と談合、個別の相談に応ずるなど、従来から同法違反行為の未然防止等に努めてきたところである。

上記活動指針は、全業種を対象としているものであるが、公共工事に係る建設業は単品受注請負型産業であり、そのほとんどが中小企業であつて、競争が激しく、採算性と度外視し、受注の一部にあるとの指摘もあることから、指名制度や予定価格制度と、その内容とする官公庁の発注に係る競争入札制度の下にあること等の公共工事に係る連

# 1. 第33回通常総会 5月23日開催 本年度第1回理事会開く

協会本年度第1回理事会が4月25日午後1時30分より電協会館において開かれ、総会提出議案を中心に審議された。審議内容は概ね次のとおりである。

- (1) 昭和58年度事業報告並びに同決算報告承認について 略
- (2) 昭和59年度事業計画並びに同予算案について  
昭和59年度も経済環境は依然として低迷状態が続くものと見られ、建設業界を取りまく環境は国の財政再建による公共事業費の抑制、或いは民間投資、住宅建設の低迷により極端な需要減となり、業界における受注面での見通しは極めて厳しく、企業経営にも大きく影響されるものと思料される。このような情勢の中で本協会は、行政側の指導を得ながら、一層団結を強固にして組織活動を通じ、技術の向上、経営の合理化、近代化を図り、本協会の健全な進展と社会的地位向上に努力すべしと、36,000円の予算をもつて重長事業を着実に実施する編成をした。これを説明、審議の結果、総会に提案することを承認された。
- (3) 新入会員の入会について  
郡山支部より推せんのある新規入会希望の下記企業について、審議の結果入会を承認された。

会社名	代表者名	住 所
陸奥電設株式会社	礼山不二雄	郡山市富田町役人田20番地3

- (4) 通常総会の日程について  
第33回通常総会は5月23日(水)午後7時より電協会館において開催することも決定した。
  - (5) その他  
ア 第15回協会主催ゴルフ大会の開催  
6月中旬以降において郡山支部管内で開催することも決めた。  
日時、場所等については郡山支部と協議の上、後日会員に通知する。  
イ 総会時の服装は平服とし、パツチは必ず付けること。
- 理事会終了後、県建設業協会副会長谷口暢宏氏を招き、公正取引委員会が去り2月21日示された公共工事にかかる建設業事業者団体への諸活動に関する独占禁止法上の指針(ガイドライン)について説明、指導を受けた。

# 2 昭和58年度設備工事の検査結果について 福島県土木部

県土木部土木検査課は昭和58年度設備工事の検査結果をとりまとめ、このほど本協会に通知があった。これによる工事施工については自主管理施工が浸透し全般的に良好とみられるも、業者間の較差や、関係書類、受検体制の不備などが指摘されている。検査結果の全文を掲載したので充分熟読され、今後の施工に遺憾のないよう留意していただくべき。

昭和58年度は前年度に比し検査件数で18%の減少となったが、竣工検査金額は約20%の増加となった。

これは、県立美術館・図書館をはじめ自治会館、県営自河体育館など大規模建築工事に伴う設備工事の大型化が主因であった。

施工に関しては、昭和49年度から実施してきた自主管理施工が浸透し、施工管理、品質管理が良くなり、施工の精度、出来栄なども全般的に良好であった。しかし一部では施工業者に較差があり、契約関係書類の不備、施工管理の杜撰さ及び受検体制の不備など遺憾に思えるものもあつた。

土木検査課では、昭和59年4月より施工される「土木建築工事検査基準」の制定も、機会に検査の適正化と平準化を図っていくと同時に、各種技術研修会、中間検査等を通して複雑大型化する設備工事に対応して行くよう施工業者の指導を行って行く方針であるが、現場の管理においても設計図書の内容把握と仕様書の周知徹底を図り、より適正な工事の完成を望む。

以下一般共通事項と各工種毎の検査結果並びに今後留意すべき点を記述したので参考にしていただくべき。

## 改善を要する事項

- (一) 一般共通事項
  - (1) 契約関係
    - ① 選任した主任技術者と当該工事に従事させていなかった。
    - ② 病氣休養中の代理人を選任管見しないで工事部長等が無断代行していた。
    - ③ 特記仕様書で電気主任技術者(兼3種)の選任を義務付けているにもかかわらず電気工事士を選任していた。
  - (2) 特記仕様書関係
    - ① 火災保険の掛付け時期を誤っていた。----打設完了2ヶ月後に加入していた。
    - ② 火災保険と契約工期限を誤り掛付けていなかった。----工期限+14日とするこ。
  - (3) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係(57.3.31制定)
    - ① 下請通知書に契約金額を記入していないものがあった。
    - ② 下請工事の工事範囲を明示していないものがあった。

# ト・ピ・ツ・クス ウソ? ホント? 巻に氾濫、歴史上の作り話

- 水戸光圀は「天下の副将軍」ではない  
将軍は封建的首長で大老・老中が補佐官、諮問機関は溜の間詰めの譜代大名、御三家は臣下の大名から参勤交代したが、水戸家は定府で帰国しなかつた。地理的に近いからで、江戸で十分藩政が見られぬため、水戸家は「副将軍」でない。
- 「大岡裁き」はなかつた  
大岡忠相の名裁判ぶりは実録体小説「大岡政談」の作り話  
忠相が名奉行といわれるのは刑事裁判の名判断からでなく民政長官としての優秀から
- 遠山金四郎の刺青は「桜吹雪」ではない  
遠山の金さんこと左衛門尉景元は三千石の旗本の子。兄が家督を継ぎ部屋付みだつたが、博徒などの間ではやつた「遠山桜」を彫つたかどうが疑問  
因柄は不明だが、武士なので雲竜か。
- 吉良邸討入りの時雪は降っていない  
討入りの夜は前日に降つた大雪がまだ消えず、積雪が深かつた。あながち有明けの月が皓々と照りわたり、益もあさむくばかりの夜景、これが当夜の実景である。
- 「板垣死すやも……」の名文句は板垣退助が言つたのではない  
事實ははっきりしないが傍にいた内藤魯一が言つたやも、板垣のことはが脚色されて伝えられたいといわれる。「板垣死すも自由は死せず」の名セリフが興奮のうちに定着し、時を経るとともに伝説と化していつた。  
〈『文読本ズマシ』「間違ひだらけの『史常識』〉

## うその効用

正直は古来、美徳とされるが、現実の人生で多少のうそを余儀なくされる場面が少なくない。大岡越前守が名奉行になりえたのは、うそが上手だったためという。法が厳しすぎると思えば、真相と多少ズレた事実認定をし、そのごまかしによって、かえって血の通つた裁判ができたというのだ。名奉行として大岡と並ぶとされる根岸肥前守も、時時落語でおなじみの「廉政談」がある。奈良の正通寺の豆腐屋が、おからを盗み食いさせたシカを誤って殺してしまう。当時の法ではシカを殺したら死罪だ。豆腐屋は奉行所に引き込まれるが、根岸は「これはシカではない、イヌじゃ」と慈悲深い裁きをし、放免する。その効用は庶民も心得ていた。江戸時代十兩盗めは死罪だつた。そこで民衆の間に「十兩以上の被害があつても奉行所には「九兩三分二厘」と届け出る偽行が生まれ、役人も「どうしてくりよう三分二厘」とそのまゝ受理していたという。

今日でもわれわれは「あの件は水に流して、なかつたこと」になやむ。紛争の事実そのものをまっ殺して、人間関係をぬきさしならぬ破局から救う生活の知恵といえよう。

政府の「自衛隊は憲法の禁止する戦力ではない」という解釈も、シカをイヌと見なす論法に似ている。その背景としてはある程度の自衛力の必要は認めるが、正面切つての憲法改正は望まぬという気持ちや、既成事実と重視する国民性が働いていることも見逃せない。日本人には黒白をはっきりさせたいから潔癖さがある一方、生活のかくし味として、うそを受容する文化的な下地があるような気がする。(朝日新聞 今日の問題)

### 3 元請・下請関係も更に徹底 適正化指導要綱の指導基準示さる

建設工事における元請・下請の適正化については建設業法をはじめ、本県が昭和57年3月31日策定された「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」(協会Gより昭和57年5月1日第36号)により具体的な指導方法が示され、会員企業においては充分理解され適正に実施されておられることと見られるが、このたび一層の徹底を期すため指導要綱の指導基準が策定され、業界に趣意の徹底を通知があったので、一層理解を深め実施にあたっては遺憾のないよう期される。指導基準は次のとおりである。

#### 指 導 基 準

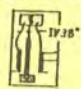
項 目	行政指導の対象とする基準	行政指導の内容
下請契約	下請契約は、元請業者から受けた工事の一部を別して他人に請け負わせた場合及び、建設業者から工事の一部を別して請け負った場合は指導の対象とする。ただし元請業者があらかじめ発注書の書面による承諾を得た場合を除く。 法第22条 罰則第3	契約を締結し一括して工事を受け負わせた業者を排除して改めて契約を締結する。
契約締結の方法	「工事ごとの契約書」又は「基本契約書及び注文・請書」以外の契約締結の方法を用いている場合は指導の対象とする。 法第19条 罰則第3-1	下請契約の締結にあたっては、建設業法第19条の規定に従って契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、適正に交付すること。
採用している契約書	「建設工事標準下請契約書」又は「建設工事標準下請契約約款に準ずるもの」以外の契約書を採用している場合は、指導の対象とする。 罰則第5 法第19条、第19条	下請契約は、建設工事標準下請契約約款又は同約款に準拠した内容をもつものを使用すること。
契約で定めている事項	建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を契約で定めていない場合は指導の対象とする。 法第19条第1項	下請契約には、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項の全部について必ず記載するようにし、現在採用している定数化した契約約款で、法第19条の規定に照らし不適当なものは、すみやかにその変更を図ること。
契約変更の方法	「契約書による」方法以外の方法を用いている場合には、指導の対象とする。	下請契約の変更にあたっては、建設業法第19条第3項の規定に従い、変更の内容を明示した書面を作成し適正に交付すること。
下請代金の支払日等) 換算期間	下請業者から工事完了の通知を受けてから、換算完了までの期間が20日を超えている場合は指導の対象とする。 法第24条第1項 罰則第3-7	元請業者は、下請業者からその請負った建設工事が完了した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための換算を完了すること。
引取期間	完成を確認した後、下請業者から引取しの申出があつてから、引取しを受けるまでの期間が20日を超えている場合は、指導の対象とする。 法第24条第2項 罰則第3-8	元請業者は、換算によって建設工事が完了を確認した後、下請業者が申出したときは、直ちに、当該建設工事に目的物の引取しを受けること(下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引取しを受ける旨の特約がなされている場合を除く)

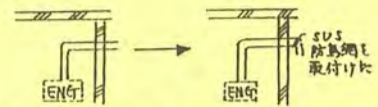
- ③ 自動火災報知設備、拡声設備等を一括下請させていたのがあった。
- ④ 自家発電設備工事を一括下請処理していた。

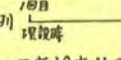
#### (4) その他

- ① 検査時に契約関係書類も持参しないで受検していたのがあった。
- ② 検査時に測定器類も用意していなかった。  
--- 水圧圧力計、ハンマー、絶縁抵抗測定器、接地抵抗測定器 ---  
--- 今後留意すべき事項 ---

#### (電気設備工事)

- ① 照明器具の吊ボルトでナットの緩いのがあった。  
--- 手でまわす程度の締め付け具合であった ---
- ② 分電盤のブスに銅板を使用せずビニル電線(IV)を使用していた。  
 --- 監事・メーカーの責任と代理人の材料検査の社務室について厳重注意した。 ---
- ③ 自家発電設備の排気筒末端を切断してそのままにしていた。



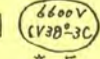
- ④ 自家発電設備の試験時間(工場社内検査)の短いのがあった。  
--- 京動機(ディーゼル)100%30分 110%実施せず ---  
--- 共仕 P5 100% 3H 110% 30分も厳守すること ---
- ⑤ 絶縁抵抗測定記録表に社内合格基準値として100V回路に0.1MΩ、200V回路に0.2MΩとしている施工者があった。--- 電柱の最低値 ---  
--- 開閉器など区切ることを出来る電路にて5MΩ以上 ---  
--- 残線が接続された状態で1MΩ以上 ---  
共仕 P53.2.1.10による基準値を記入するのは支障ない。
- ⑥ 接地抵抗設標に記入した抵抗値と検査時に実測した値に大差のあるものがあつた。 --- 例 記入値 50Ω、実測値 5Ω ---  
例  左記例のごく同程度測定する指導した。
- ⑦ 57年度検査結果においても指摘してはいるが、接地抵抗設標に刻字する接地記号が各社統一されていないかつ、再掲するので統一願いたい。

電力設備	接地の種別		記号
	種別	記号	
電力設備	第1種 接地	E1	
	第2種 接地	E2	
	第3種 接地	E3	
通信設備	特別第3種 接地	E3a	
	屋内交流用電線用避雷装置(避雷)	E1	
	低圧用(100V以下)	E1t	
	高圧用(100V以下)	E1s	
配管・用・増幅器			E4
避雷設備			E5

項 目	行政指導の対象とする基準	行政指導の内容
支払期間	下請業者から引取しの申出があつてから、下請代金の支払を行うまでの期間(下請業者が特定建設業者又は資本金1千万円以上の法人である場合を除く。)が50日を超えている場合は指導の対象とする。 法第24条第5項 罰則第4-5	特定建設業者は注文書となった下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が1千万円以上の法人であるものを除く。)における下請代金は、下請業者の引取しの申出の日から起算して50日以内に支払うこと。
下請代金の支払	下請代金の支払額において、現金比率が2割未満の場合は、指導の対象とする。 手形期間が120日を超えている場合は、指導の対象とする。 罰則第4-6	下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高めること。 手形期間は、できる限り短くすること。
下請代金の支払遅延	元請業者が工事代金の支払を受けてから1月以内に下請業者に下請代金を支払わない場合は指導の対象とする。 法第24条第3項 罰則第4-7	元請業者は工事代金の支払を受けてから1月以内に下請代金を支払うこと。
下請代金の支払遅延	現金払の約定を手形払に変更し又は手形期間を延長しながら、その割引に要する費用又は増加費用を元請業者が負担しない場合は指導の対象とする。 罰則第4-8	割引に要する費用又は増加費用を元請業者が負担すること。
下請代金の支払遅延	下請代金の支払遅延があつて、遅延利息を支払わなかったもの、又は遅延利息を支払っていても、法定の遅延利息(年14.6%)をつけていないものは指導の対象とする。 法第24条第5 罰則第4-5	特定建設業者は、下請代金の支払が遅延したときは、下請業者に対して契約で定められた支払日から、当該支払代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払代金に法定の遅延利息(年14.6%)をつけて支払うこと。
下請業者の変更	注文書の下請業者の変更の請求が正当な理由に基づくものであるのに、請負人がその変更の請求に応じない場合は指導の対象とする。 法第23条	正当な理由に基づく変更の請求には応じること。
下請業者の意見の聴取	元請業者が存続方法等元請業者に対して定めるべき事項を定めるとき、下請業者の意見をきかない場合は指導の対象とする。 法第21条第2 罰則第5-5	元請業者は、下請業者の意見をきくこと。
請負代金	元請業者が自己の取引上の地位を不当に利用して原価に満たない金額を請負代金として下請業者を締結した場合は指導の対象とする。 法第19条第3 罰則第5-3	元請業者は、自己の取引上の地位を不当に利用して下請業者を締結しないこと。
買付の納入	元請業者が請負契約締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して注文した建設工事に使用する買付等の納入先を決定して下請業者の利益を害した場合は指導の対象とする。 法第19条第4 罰則第5-4	元請業者は、自己の取引上の地位を不当に利用して下請業者を締結しないこと。
手形の交付	元請業者が下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日まで一時的金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付したときは指導の対象とする。 法第24条第5第3項 罰則第4-6	当該下請代金の支払期日まで一時的金融機関による割引を受けることのできる手形とすること。

#### ⑧ 工事写真について

- 設計図書と照合する検査が主であつたが説明、容量、仕様等が明確でないものがあつたので次の点について注意指導した。
- イ) 現場説明書に添付した内訳書(切抜き設計書)も再確認すること。
  - ロ) 工事写真の編集順序は(工事代金支払用)  
着工前(施工前)の2枚程度 --- 竣工全景 --- 2枚程度 ---  
竣工内部、内訳工種順(特別室、高級室など重畳的に) ---  
工事経過(配管、配線、資材搬入、器具取付、各種測定状況、官庁検査立会い状況など) --- 58年度に關しては工事経過写真は概ね良好であつた。
  - ハ) 共同住宅形態(職員公舎、公営住宅等)の竣工写真については、代表階級左右対象住宅の竣工状況が判るよう編集すること。
  - ニ) 特に竣工写真には説明を付けること。
    - 照明器具には内訳、又は図面に明示されている記号を入れ  
例 --- A: FL-40W、B: IL-60W --- 等とすること。
    - 主要機器類には仕様、その他記入のこと。  
例 --- 増幅器 --- 60W、AM、FM付、スタブマイクロフォン(7インチ型) ---  
共聴アンプ --- BL品、VHF、12EL、UHF-20EL ---  
高圧引込柱 --- ①② --- 赤印で引き出し説明を付けるのが良い。
    - 分電盤類は外観、内部、L-1、P-2等と記すこと。  
但し、各分電盤には主 --- OA分、OA×5等と記し、引込用内蔵器は容量を忘れずに記入すること。また弱電端子盤にはT-1 20P等とすること。
    - 黒板に記入する文字と余り省略しないこと。  
例 --- SW、ANT、AMP、H.H.P-B --- スイッチ、アンテナ、アンプ、ハンボルト、ボルボックス ---  
但し専門略用語は別 --- IV、CV、PAS、VCB、MOF など
  - ホ) 復命用写真は、検査中 --- 2枚  
竣工 --- 4〜6枚程度とし、早めに監督員に提出すること。
  - ヘ) その他共仕関係指導事項
    - マフパント(行先表示札) 特にハンボルト内始末、末端ハンボルトには例示の如く記入すること。

(マフパントは刻印のこと) 例  660V LV3B-3C 高圧 形状の規定は無い。 55年度検査指導事項 特種電灯 低圧

#### --- 検査員後記 ---

土木検査課在職中の2年間に500余件の検査と実施いたしました。検査業務は限られた時間内に適正かつ公正に実施しなければならぬという性格上私なりに苦勞がありました。特に年度末の検査に當つては受検準備、検査資料の作成及び日程の調整等については関係各位のご協力が得られ、効率的かつ、円滑に実施できましたことは、心々に現場代理人をはじめ主任技術者の方々のご支援によるものであります。本紙上にお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。よりよい建築設備を目指し、現場の方々のご健康と県電設業協会の益々の発展を祈念し、ご挨拶いたします。

土木検査課設備第1係(前土木検査課検査員) 渡辺 昭夫

昭和59年度電気工事士試験案内

1. 試験の日時及び場所

(1) 筆記試験

日時 昭和59年6月17日(日) 午前10時より12時まで  
場所 学校法人電気学園福島高等学校、福島県立郡山北工業高等学校、福島県立平工業高等学校及び福島県立津工高等学校のいずれか指定する場所

(2) 技能試験

期日 昭和59年7月22日(日)  
時間、場所、その他試験の実施上必要な事項については、筆記試験合格者及び筆記試験免除者に追って通知します。

2. 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 電気に関する基礎理論 オ 一般用電気工作物の検査方法
- イ 配電理論及び配線設計 カ 配線図
- ウ 電気機器配線器具並びに電気工事用材料及び工具 キ 一般用電気工作物の保安に関する法令
- エ 電気工事の施工方法

(2) 技能試験

- 次に掲げる事項の全部又は一部について行う。
- ア 電線の接続 オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け
- イ 配線工事 カ 接地工事
- ウ 電気機器及び配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用法 キ 電圧、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- エ 電気機器及び配線器具の設置 ク 一般用電気工作物の検査
- ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3. 筆記試験の免除

次の表の左欄に掲げる資格を有する者は、その申請(電気工事士受験願書を用いること)により筆記試験が免除されますから、右欄に掲げる「証明する書類」を受験願書に添付してください。写しは、電子コピー又はゼロックスによって複製したものに限りません。

資格	証明する書類
1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校又はこれらと同等以上の学校において電気工事士法施工規則(昭和35年通商産業省令第97号)第11条に規定する電気工学の課程(電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図(配線図を含むものに限る。))及び電気法規を修めて卒業した者	(1) 学校長が交付する卒業証明書(廃校した学校の卒業生については、学校教育法施行令第31条により書類を保存しなければならない者が交付する卒業証明書)又は卒業証書の写し (2) 学校長が交付する成績証明書又は通関簿(これに準ずるものを含む。)の写し
2. 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第18条の規定による試験のうち電気保安に関する事項を分掌する係員の試験に合格した者	鉱山保安監督部長が交付する合格証明書又は鉱山保安試験審査会長が交付する国家試験合格証の写し
3. 旧家用電気工作物施設規則(昭和7年通商省令第56号)第24条第一項(及び(ロ))の規定により電気技術に関し相当の知識試験を有すると認定された者	通商産業局長が交付する家用電気工作物主任技術者技能認定証明書又は家用電気工作物主任技術者技能認定書の写し
4. 電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けている者及び旧電気事業主任技術者資格検定規則により電気事業主任技術者の資格を有する者	公益事業局長が交付する合格証明書又は主務大臣が交付する電気事業主任技術者資格検定合格証書の写し
5. 福島県知事が行った前回の筆記試験に合格した者	前回の筆記試験合格通知書又は証明書

4. 受験申込の手續

(1) 受験願書受付期間

昭和59年5月1日から昭和59年5月15日まで(郵送の場合は、昭和59年5月15日消印のあるものは受け付けます。)

(2) 受験申込の方法

ア 受験願書(筆記試験免除申請の場合も本用紙を用いること、又受付期間も同じ)用紙の交付を受けようとするものは、もよりの福島県商工労働事務所又は南会津行政事務所まで請求してください(郵送希望者は60円切手をはったあて先明記の封筒を同封してください。封筒の大きさは23cm、よこ12cmとすること。)

福島商工労働事務所	福島市杉葉町2-16 県庁西庁舎内	電話	福島 21-1111	郵便番号	960
郡山	郡山市巖山1丁目1-1	郡山	23-6161	963	
会津若松	会津若松市道手町7番5号	会津若松	26-1111	965	
白河	白河市昭和町269	白河	2-2111	961	
いわき市	いわき市平字榎本15	平	22-4111	970	
原町	原町市銭町1丁目30	原町	2-5111	975	
南会津行政事務所	南会津郡田島町大字田島字榎小原4277	田島	2-1221	967	

イ 受験願書には4,900円に相当する金額の福島県収入証紙を貼付してください。(預印はしないこと。)

ウ 受験願書を提出する場合には、受験票その他の通知書等用紙の住所、氏名欄にそれぞれ住所(下宿などの場合は、何々方まで記入のこと。)、氏名を記入して受験願書と一緒に提出してください。(提出先は、受験者の住所地を管轄する福島県商工労働事務所、又は南会津行政事務所)

エ 受験願書を受理したときは、受験番号及び受験者名得を記載した受験票(筆記試験免除申請者で審査の結果、免除された者についてはその通知書)を交付します。

5. 筆記試験結果の通知及び発表

筆記試験の結果については、合格者に通知します。(発表の期日は7月上旬の予定)

6. その他詳細については、もよりの福島県商工労働事務所、南会津行政事務所又は福島県商工労働部工業開発課(福島市杉葉町2番16号 電話 福島21-1111内線4054)に問い合わせてください。

7. 筆記試験免除の場合でも願書は上記受付期間中に提出してください。

下請通知書

(元請・下請関係者一覧表)

殿

(請負人)名称

代表者

㊟

年月日契約の

工事について下記のとおり通知します。

元請業者	番号	商号・名称	直上の元請の番号
	1	代表者	
下請業者	1	下請指導責任者	
	2	名称	1
		代表者	
		所在地	
		予定工事期間	
		工事種類、内容	
3	現場代理人		
業者	番号		
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		

4 土木建築工事検査基準が制定される

福島県土木部

県土木検査課は土木部の所管する土木建築請負工事及び受託工事の検査に必要な技術事項を定め、検査の適切な実施を図るため「土木建築工事検査基準」を制定し、昭和59年4月1日から施行されることとなった。

検査は工事の出来形と対象として契約書、約款、設計図書及び関係書類等に基づき、工事の出来形、品質及び実施状況等について、その適否を判定されるもので、土木工事、建築工事、設備工事の検査事項に区分され、それぞれ検査工種、検査内容が詳細に示されている。

この基準については本年度本協会が実施する技術研修会において指導を受ける予定である。

5 昭和59年度電気工事士試験について

福島県の昭和59年度電気工事士試験が別掲により実施されることとなったのでお知らせする。

なおこの試験は昨年11月の第百回会で決された電気工事法の改正により、昭和60年度からは民間委託となるので県が実施する試験は本年度が最後となる。

6 協会のうごき

4.5	雄山会福島支部懇談会	会長ほか	杉妻会館
9	故須藤仁郎東邦銀行相談役告別式	会長、大槻副会長	福島市体育館
	第1回正副会長会議		電協会館
24	県連産連事務局長会議	専務理事	建設センター
25	昭和58年度決算監査		電協会館
	第1回役員会	理事23名 監事2名	電協会館
26	福島原子力懇談会臨時総会	専務理事	福島市商工会館
	県連産連正副会長会議	会長	建設センター

—— 会 員 消 息 ——

(住所変更)

- 会津支部 有限会社 萩生田電設  
[新] 会津若松市柳原町一丁目 12-9  
[旧] 会津若松市神宿町大字南四合字柳原 377
- 郡山支部 佐藤電気工事株式会社  
[新] 郡山市安積四丁目 330  
[旧] 郡山市安積町笹川字西宿 39-9